

国立大学と生涯学習

平成5年5月

国立大学協会
生涯学習特別委員会

は し が き

平成2年の初め頃だったと思う、今後の国立大学の在り方を考え、大学の機能の一環として、生涯学習へ深く関わるべきものと考えようになった。この考えを有馬国立大学協会会長に語り、積極的な賛意を得て私が提案者となり、国立大学協会に生涯学習特別委員会が組織された。平成3年の夏の総会以降、特別委員会、専門小委員会をたびたび開催し、国立大学と生涯学習に関する重要事項と問題点について熱心な討論を重ねてきた。

これに先立ち、文部省には生涯学習局が設置され、また、最近高等教育局専門教育課に、リフレッシュ教育企画官が置かれた。このようにして、文部省においても省全体として生涯学習の推進体制が確立していったようである。

一方、全国の都道府県・市町村も生涯学習の振興を標榜するところが次第に多くなり、都市圏では商業的なカルチャーセンターも繁栄の一途をたどるようになった。

また、平成4年7月29日に文部省の生涯学習審議会が「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」(答申)を取りまとめた。

このような状況の下で、本委員会としては、この答申の趣旨を踏まえ、生涯学習への対応を国立大学の accountability の一環として捉え、これからの activity について重点とすべき事項や現行制度の問題点を正しく把握すべきものと考えに至った。

本報告書は、この一年半の間に審議された主要事項を中心にまとめたものであるが、特に、従来各方面で出されてきた陳腐な内容は極力避け、国立大学に特有で新鮮な提案(問題の解決を含めての)に限った。また、大学内で比較的容易に処理し得べき問題で、まだ処理に至らぬ類のものなどは省略した。

国立大学と生涯学習のかかわりは、一般の学生たちに生涯を通じて学習を続ける基本的な態度や能力を持たせること、社会人など非伝統的な学生にもフルタイム・パートタイムの多様な学習機会を提供すること、学外での多様な学習活動の成果を入学者の選抜や単位の認定において評価していくことなど、極めて多岐にわたっているが、この報告書では、社会人への学習機会の提供の拡大という側面に焦点を当てた。もとより国立大学と生涯学習の関連はこのような側面に限定されるのではなく、今後とも、特に上記の評価の側面など、他の課題についての検討を進めていく必要がある。

この報告は、国立大学協会の生涯学習特別委員会の案として、山本専門委員(III章の3, 4)、小川専門委員(III章の1, 2)、佐々木専門委員(III章の5, 6)、それに太田委員長(I章, IV章)が分担して作成し、委員会で審議の上、発行にこぎつけたものである。なお、このうち、I, IV章は刺身のつまのつもりで書いたもので、理想に傾いた嫌いがあるが、これも生涯学習への関

心を喚起したい一念からで他意はない。II章については、文部省から資料提供を受けた。

なお、本報告書は、各執筆者の見解をデータに基づいて述べたもので、必ずしも組織としての国大協全体の見解を反映したものではないことをお断りしておきたい。

なお、本報告書についてのお問い合わせやコメントなどは本特別委員会委員(名簿は巻末に掲載)か国大協事務局あてお寄せ頂きたい。

平成5年5月

太田時男

はしがき	
I 生涯学習社会における国立大学の在り方	
I-1 国立大学の担うべき役割について	1
I-2 社会人の大学・大学院入学の問題	4
I-3 本報告における新規提言のまとめ	5
II 生涯学習への対応	
II-1 社会人の受け入れ体制	7
II-2 大学等の公開講座・生涯学習教育研究センター・大学教育開放センター	10
II-3 受託研究員	12
II-4 学位授与機構による学位の授与	13
III 問題点と改善方策	
III-1 社会人の大学入学	15
III-2 社会人の大学院入学	22
III-3 社会人への学位授与	34
III-4 社会人のための教育課程	37
III-5 生涯学習教育研究センターと地域社会との連携・協力	45
III-6 公開講座と「リカレント教育推進事業」	51
IV 生涯学習のための新システムの提案	58
付 録	
放送大学	61

I 生涯学習社会における国立大学の在り方

I-1 国立大学の担うべき役割について

現在の社会では「価値」は頗る多様化し、一概に定義づけを行うのは、極めて難しい。しかし、大別すれば、学術的、文化的価値と経済的価値になるだろうか。

大学の担うべき役割は、優れてこれらの価値と深く関わる。大学は研究と教育を行う所と、一般にいわれているが、研究とは発見・発明（広い意味で）を成果とすることで、それは、取りも直さず、価値の創成である。勿論、研究の成果が価値の創成であるか否かは、その分野において、人類の幸福、地球環境、経済的な生活の質の向上、重要な真理体系への寄与、英知の喜びなど多様化した種々の要素による厳しい評価が要求される。

大学は客観的に、公平にこれらの価値の創成と評価をなすべき所だと考えてよいだろう。

本報告書においては、「国立大学」という言葉を特に用いている。公・私立大学との相違を特に強調する意図は存在しないが、強いて挙げれば次の三点にあらう。

第一点は、本報告書の作成は国立大学関係者によって行われ、かつ、国立大学協会の業務の一環としてなされたものであるが、このプロセスにおいて、公・私立大学関係者に対して意見を求めたことはないということである。

第二点は、とりわけ私立大学には創立の精神があり、それに基づくアイデンティティがあるため、価値の創成などのプロセスにおいて、ある面に比重を置かざるを得ないことがあろう。それは、国立大学が純粋に既成環境からは wertfrei な立場をとることとは、いささか立場を異にする。

第三点は、私立大学では一般市民を対象とする、正規の高等教育以外の教育システムについては、一定の経済的制約がある。この制約は、もちろん国立大学にも存在するが、その強さは私立大学において格段に厳しいと思われる。逆に言えば、生涯学習の振興に寄与するという社会的な責任は、私立大学より国立大学について大きいともいえようか。

さて、価値の創成と評価システムの中枢に位置づけられた大学では、創成され評価された価値を社会に拡散することによって、社会に貢献し、また社会からのフィードバックによって、ますますその価値を高めることに努力を傾けることが望まれる。

すなわち、伝統的な高等教育以外の学習機会の提供という事業は、大学の側からみると、権威ある価値の拡散システムの一環である。勿論、一般市民のサイドからは、権威ある、そして正当な評価を受けたテーマについての講義・指導が期待できることになる。本報告書で使われる「権威」は、ある分野で「専門として研鑽を究めた」というほどの意味である。

わが国では、学者は概してナイーブであり、自己の創成した価値について喧伝したり、拡散させる努力を怠り勝ちである。しかし、欧米ではこの努力が最大限になされていることは周知の通りである。

大学において創成された価値を拡散する努力の一環としての学習機会の幅広い提供を、国立大学としては、改めて強調したいものである。

さて、私事にわたって恐縮であるが、筆者（太田）は1964年、65年に、オレゴン州立大学の物理の客員教授を務めていた。64年の fall term には州の高等教育委員会から、continuing education の講師を依頼され、「Solid State Physics and Electronics」という夜間の講義を行った。当時は、この教育システムをよく知らず、70名ほどの聴講生の中に、大学や高校の教師、特許関係の弁護士、企業の技術者、州の役人など多彩な人がいて、講義の後、幾時間も懇談し、白夜が更ける頃、アパートに帰ったのを覚えている。

連邦、州、大学当局の他、聴講生諸君も熱心で、当時の日本とはずいぶんと違っているなど実感したものであるが、今から思うと、当時は世界的に continuing education の思潮が高まっていて、翌年（1965年）Paris で成人教育推進会議が開催され、Life Long Integrated Education (Learning) という言葉が盛んにいわれたのであった。

現在のわが国の生涯学習ブームは、むしろ、1973年のOECDの報告書に述べられた recurrent education に起因するものといえよう。また、平成4年5月に文部省高等教育局にリフレッシュ教育 (refresher education) 企画官という官職も設けられたので、生涯学習、継続教育、リカレント教育、リフレッシュ教育といった概念が揃ったことになる。

言葉の混乱は、システムの混乱を誘発しかねないので、この報告書での定義について、中央教育審議会、生涯学習審議会の答申などを参考にして、一応の整理をしておきたい。

生涯学習：人々が生涯を通じて、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本として行う学習活動の総体。家庭教育、学校教育、社会教育、職業訓練、企業内教育訓練などだけでなく、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動の中でも行われるもの。（生涯教育という用語も存在するが、学習者の視点に立つということを明確にするため、最近では、生涯学習という用語が一般に用いられるようになっている。）

継続教育：本来の意味は、欧州のように後期中等教育や高等教育への進学率が低い状況を前提として、義務教育後などに一定の教育訓練を継続すること。日本では、学校教育後の組織的教育訓練一般をさす場合が多い。

リカレント教育：高度で専門的かつ体系的な社会人再教育。①社会の変化に対応し、高度で専門的な知識・技術をさらに高めるもの、②現在の専門以外の、新たに必要となった専門的知識・技術を身に付けるもの、③現在の職業等に直接関わりのない分野の高い教養を身に付けるもの、が含まれる。

リフレッシュ教育：リカレント教育の一部。技術革新の進展や産業構造の変化等に対応して、

新たな知識・技術を修得したり，陳腐化していく知識・技術をリフレッシュするため，高等教育機関が職業人を対象として行う教育。

一般社会で生涯学習といわれてブームになりつつあるのは，むしろ，いわゆるカルチャーセンターなどで行われている，教養，趣味，健康増進などの分野で，自己の充実を目指したり，生活の豊かさや生きがいを目的とするものである。国立大学が，生涯学習の推進に対してどのような貢献をすべきかについては，次のように要約される。

(1) 伝統的教育機能の一層の向上

前記のように，生涯学習は，あらゆる学習活動を含むものであり，当然に伝統的な教育機能も含まれるものである。したがって，生涯学習の推進に対する国立大学の貢献は，まず，伝統的な教育機能を一層高め，活性化することである。

(2) 伝統的教育機能へのアクセスの向上

生涯学習の考え方は，「いつでも，誰でも，どこでも学べる」ということであり，国立大学の高度な教育機能に対するアクセスについても，伝統的學生以外の者（社会人等）に対する配慮が必要となってきた。ただし，このことは，国立大学の教育水準を低下させることを意味するものではない。

(3) 教育内容等の工夫

伝統的學生のニーズの多様化や，非伝統的學生の増加に伴い，學生のニーズも全体として多様化している。このため，教育内容や教育方法についても工夫が望まれる。ただし，このことは，国立大学の教育水準を低下させることを意味するものではない。

(4) 伝統的教育機能以外の学習機会の提供

民間のカルチャーセンター等が提供している趣味，教養等の分野における学習機会について，国立大学がどの程度その提供者となり得るか，また，なるべきかについては，慎重な検討を要する。大学の公開講座等は，ある意味でこのような機能を持つものであるが，その準備範囲を無制限に拡大することには問題がある。

これらを前提として，生涯学習の推進に対する国立大学の貢献について考察すると，次のようなことがいえる。

① 生涯学習の推進

生涯学習の推進は，種々の観点から，社会一般に対しても，また，高等教育システムに対しても有意義なことであり，国立大学としても，原則的に，その推進に貢献すべきである。

② 学習ニーズへの対応

国立大学も，人々の学習ニーズに対応すべき学習機会提供機関であり，生涯学習の推進への貢献については，学習ニーズへの対応を主眼とすべきである。

③ 国立大学の役割

人々の学習ニーズは極めて多様であり，国立大学といえどもそのすべてに対応することはできない。また，国立大学においては，本来の設置目的を十分踏まえ，アカウンタビリティ

ーを維持し得る公益的活動を実施すべきである。このような観点から、国立大学が提供すべき学習機会について、限られた資源の効率的利用、学習ニーズへの最も有効な対応、国立大学の特徴や強みの活用といった点を踏まえ、活動の在り方を判断すべきであろう。

上記の(1)~(4)についていえば、(1)~(3)については、当然実施すべきことであるが、(4)については、次のように考えられる。

国立大学がこの種の学習ニーズに対してどのような対応をすべきかについては、生涯学習特別委員会として、ほぼ、一年間にわたって議論を重ねてきた。おおよその集約をすると、次のようになる。

大都市やその周辺で、民間のカルチャーセンターや私立の学校（大学、専修学校など）が多くて、それらがこの種の学習機会を十分に提供しているところでは、国立大学は他の学習機会の提供に比重を置いて、棲み分けを行うことが勧められる。

京浜、京阪神、中京、北九州その他の高度なハイテク・コンプレックス産業・経済圏やその周辺などでは、むしろリフレッシュ教育のニーズが多く、国立大学は第一次的には、これに対応した方がいい。

もちろん、地方でも必要に応じハイテクの面などで高い価値を持つ大学の価値の拡散は必要で、そのため新しい全国システムの整備が必要と考える。

I-2 社会人の大学・大学院入学の問題

大学・大学院の正規課程への入学と短期的なコースとの間の主な相違は次の点に存在すると考えられる。

例えば、ODA（政府開発援助）を実施するにあたり、事業の選定、発注・受注、施行、保守などに複雑な法的、環境的、経済的な問題が多発する。実施地域の住民とその国との利害の対立する場合などにわが国の企業が工事を受注した時など、特に厄介な問題が多い。そうでなくとも、先進工業国間の貿易摩擦に対して、産業界がどう対応したらよいか、あるいは、それを未然に避けるにはどんな手続きがベストかなど、企業や官庁の人々が焦眉の急として身に付けたい応急の知識を大学が提供する場合は、一つの例である。

また、急激な情報化の大波を被りつつあるハイテクの進歩のために、企業は技術化の基になるべき科学の成果を希求し、その評価を願っている。わが国が経済強国として世界に存在を示し得る基盤は、やはりハイテクの活発な開発であるが、これには情報源としての大学の役割が不可欠である。

このような企業や官庁の直面する短期的なニーズに大学が直ちに対応するためには、企業や官公庁の人々を大学院や大学へ一定の手続きを経て入学させ、所定のカリキュラムで所定のコースを経て教育を行うような長期の教育では、到底間に合わない。時間的にも質的にも課外講座的な短期コース指向となる。

一方、そうしたフロンティアーズではなく、一般教養指向のものや、企業や官公庁などの中堅層の社員・職員で上位の学位（修士、博士など）や免許・資格が欲しい者を対象とするもの、また、例えば既に化学分野で学部なり、修士課程を了え、更に新しくバイオ分野を履修したい者を対象とするものなどは、学部・大学院への社会人入学制度を利用することが考えられる。

短期コースと長期コースの間の整合を図ることも検討されねばならない。短期コースによる教育の成果を積み重ねて大学院や学部から幾つかの単位を取得し、それが複数の大学にわたる場合には、集計単位数が所定の数に達し、かつ一定の実習・実験や論文が用意できれば、学位授与機構に申請して、学位を取得できるようにするシステムが、この可能性の一つである。

このように学部や大学院の外での学習を積み重ねて学位を取得する上で大切なことは、第一に、教員がいわゆる大学院教育を担当する資格を有することで、第二は、実習・実験が一定の規格の設備を有する研究室（施設）で行われねばならないことである。

本報告書では、この問題に対する解決策として、国立大学が主役を果たすべき新しいシステムを提案した。

それは、第一に、大学院教育を担当する資格を有する停年退官教員を全国ネットで登録し、分野別に専門的な活用を図るようにする。研究経歴の豊富なベテランほど教育者として優れた者はない。

第二には、各国立大学にある、高価で特徴的な研究設備、あるいは比較的時間的に利用上の余裕のある設備をリストアップし、体系的な利用を図る。

第三には、第一、第二に挙げた教員と研究設備とをデータベースとして持つセンターを全国に数ヶ所設置し、ニーズに応じて教員と教室を受講生へ指示するシステムが創設されるよう望みたい。

また、大学の研究に関心を有する人々がボランティアとして研究活動に参加する途を拡大するようなボランティアシステムをリカレント教育の枠に組み入れるためにも、上記新提案の第一、第二、第三の要素が有効である。とりわけ、環境保全、公害デタクトシステムなどに関する研究にボランティアを参加させることは、高度の知識の普及、適正な測定・実験方法の指導などを通し、国立大学が決定的役割を演ずるべきものと考えられる。

なお、現在、各地方や各大学に生涯学習推進センター・生涯学習教育研究センターや類似のセンターの設置が進められ、あるいは既に多くのセンターがある。しかし、それらはお互いに独立しており、ネットワークを組み難い状況にあるといえるが、今後、リカレント教育に関するものにあっては、特にここに提言した新しい全国ネットワークシステムが実現することを強く希望したい。

I-3 本報告における新規提言のまとめ

日本語と外国語とを含めて、公表された生涯学習に関する報告書の数は数え難いほど多い。し

かし、国大協の本特別委員会は従来にない見地から、次の新しい提言を行ったものである。

- (1) 停年教員の登録活用制度。このメリットの第一は、大学院教育を担当する資格を有する教官の選定により、学位授与機構との連携が順調に行えることにある。第二には、停年教員の優れた教授能力により受講市民が大学が創成した価値に接する機会が与えられ、また人生80歳時代を迎えた停年教員にも生きがいを与えることができる。
- (2) 地方公共団体の職員に新センター職員として出向してもらい、新センターを第三セクター方式にして、大学、地方、企業の三者協調システムを機能させたい。リカレント教育のシステムをセンターの機能によって、実効的で活発なものとして定着させたい。
- (3) 国立大学の実験・実習設備の有効な利用を有機的、システムの的に図りたい。とりわけ、環境、公害、安全などに関する学習はボランティアとして活動する場合に必要な知識・技能の学習にとっても、有意義なものと考えられる。

なお、この新規提言は現行の高等教育システムの大幅な改革を行うもので理想論ではあるが、大学審議会答申（平成3年）「大学教育の改善について」の精神に沿ったものである。

II 生涯学習への対応

大学等高等教育機関が、職業人などの社会人の学習ニーズに対応するためには、履修形態の柔軟化や多様な学習成果に対する評価の工夫が一層求められている。この章では、大学等における社会人の受け入れの方策について紹介したい。

II-1 社会人の受け入れ体制

(1) 社会人特別入学者選抜

社会人を対象とする特別入学者選抜を導入している大学は、平成4年度においては156大学255学部（うち国立大学は23大学31学部）、その特別選抜による入学者は3,921人（うち国立大学は370人）となっている。

表II-1 社会人特別入学者選抜の実施状況

【4年制大学】

(平成4年度)

区分	実施大学	実施学部	志願者数	合格者数	入学者数
国立	23 / 95 大学	31 / 374 学部	787人	389人	370人
公立	12 / 41	16 / 93	567	216	190
私立	121 / 383	208 / 897	7,706	3,675	3,361
計	156 / 519(30%)	255 / 1,364(19%)	9,060	4,280	3,921

(昭和60年度)

計	51 / 460(11%)	76 / 1,158(7%)	2,206	1,505	1,390
---	---------------	----------------	-------	-------	-------

(注) 私立大学について、調査可能な範囲で集計

【短期大学】 (実施校数)

昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度
50 / 543(9%)	55校	79校	81校	112 / 584(19%)

(2) 夜間部等

平成4年度現在、夜間大学院（修士課程）を設置している大学は、国立大学では筑波大学が2研究科3専攻科、私立大学では、青山学院大学、法政大学、姫路独協大学が4研究科6専攻科となっており、在学者数は、593名（うち国立は288名）となっている。

平成4年度において夜間の学部を有する大学及び短期大学は、大学が74大学（うち国立は21大

表II-2 夜間大学院の設置状況（平成4年5月1日）

区分	大学名	研究科名	専攻名	募集人員	実施方法	実施年度
国立	筑波大学	教育研究科	カウンセリング専攻	30名		平元
		経営・政策科学研究科	経営システム科学専攻 企業法学専攻	30名 30名		平元 平2
計	1大学	2研究科	3専攻			
私立	青山学院大学	国際政治経済学研究科	国際ビジネス専攻	70名	（入学定員のうち若干名は14条特例を実施）	平2
	法政大学	人文科学研究科	日本史学専攻 地理学専攻	7名 7名		昭27 昭28
立	姫路独協大学	言語教育研究科	言語教育専攻	15名		平3
		法学研究科	法律学専攻 政治学専攻	6名 4名		平3 平3
計	3大学	4研究科	6専攻			
総計	4大学	6研究科	9専攻			

- (注) 1. 法政大学大学院人文科学研究科の修業年限は、3年である。
 2. 青山学院大学大学院国際政治経済学研究科の修業年限は、修士論文を課すものは2年間、修士論文を免除するものは2年6ヶ月間である。

学)、短期大学が76大学(うち国立は14大学)となっており、その在学者数は、大学が12万人(うち国立は1万3千人)、短期大学が2万4千人(うち国立は6千人)となっている。

表II-3 夜間の学部等を有する大学・短期大学の学校数、学生数(平成4年度)

区分	学校数	入学定員	志願者数	入学者数	在学者数	
大学	国立	21	2,626	10,147	2,628	12,929
	公立	6(1)	849	4,202	820	4,028
	私立	47	21,880	175,758	25,924	107,588
	計	74(1)	25,355	190,107	29,372	121,556
短期大学	国立	14(14)	1,615	2,999	1,563	6,239
	公立	9(4)	890	1,838	898	2,855
	私立	53(12)	5,775	18,397	6,942	14,662
	計	76(30)	8,280	23,234	9,403	23,750

- (注) 1. ()内は、夜間のみを置く学校の数で内数である。
 2. 学生数は、大学学部、短大本科の学生数である。
 3. 国立大学の学校数及び学生数には、主として夜間において授業を行うコースを含む。

出典：学校基本調査（平成4年度）
 大学・短大一覧（平成4年度）

(3) 通信教育

平成4年度において、通信教育課程を設置している大学及び短期大学は22校(放送大学を含む)となっており、通信教育課程在学者数は、大学が約14万7千人、短期大学が約4万人となっている。

〔なお、通信教育課程以外に、文部省認定社会通信教育を実施している大学・短期大学が4校あり、国立大学では秋田大学鉱山学部の採鉱・地質課程、冶金・金属材料課程、電気・電子課程の3課程が認定されている(平成4年12月現在の在籍者は1,102人)。〕

(4) 昼夜開講制

フルタイムによる昼間の学習が困難な社会人等の学習機会を拡充するため、昼夜にわたって授業を開講し、学生の生活形態に応じた履修を可能にする昼夜開講制が、平成3年6月の大学設置基準の改正により制度化された。平成4年度において昼夜開講制を実施している国立大学は17大

表II-4 通信教育を行う大学・短期大学の学校数、学生数(平成4年度)

区分		学校数	入学定員	入学者数	在学者数
大学	私立大学	12	53,900人	15,260人	122,080人
	放送大学	1	7,000	3,145	24,799
	計	13	60,900	18,405	146,879
短期大学		9	9,050	14,444	39,781
合計		22	69,950	32,849	186,660

- (注) 1. 入学者数は、4月1日から5月1日の間に入学した者の数である。
 2. 在学者数は、5月1日現在の数である。
 3. 入学者数、在学者数とも、正規の課程の者の数(学校基本調査による)である。

表II-5 国立大学・学部における昼夜開講制の実施状況

昭和63年度		平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度	
大学数	学部数	大学数	学部数	大学数	学部数	大学数	学部数	大学数	学部数
8	10	9	11	12	14	15	17	17	19

表II-6 大学院設置基準第14条に基づき教育方法の特例を行っている大学(平成4年5月1日)

区分	大学数	研究科数	専攻数	実施大学例(実施年度)
国立	44	60	199	新潟大学大学院教育学研究科(S59~) 福島大学大学院経済学研究科(S61~) 横浜国立大学大学院工学研究科(S62~)
公立	1	1	1	名古屋市立大学大学院経済学研究科(H元~)
私立	13	14	35	東京電機大学大学院工学研究科(S33~) 日本大学大学院理工学研究科(S59~) 北海学園大学大学院法学研究科(S61~)
計	58	75	235	

学19学部となっている。また、大学院設置基準第14条の特例によるいわゆる昼夜開講制を実施している大学は58大学75研究科235専攻科(うち国立は44大学60研究科199専攻科)となっている。

(5) 聴講生、研究生等

聴講生、研究生は、教育課程の全部の履修を目的とする正規の学生と異なり、大学等の授業の一部を履修することを目的として、各大学の学則によって慣行的に認められてきたものである。

おおむね聴講生は、高等学校卒業生程度を資格として、履修期限ほぼ1年で特殊な専攻事項の研究を行うものである。大学、短期大学の聴講生、研究生の数は、平成4年度は、約5万4千人(うち国立大学は2万7千人)となっている。

表II-7 大学・短期大学における聴講生等の学生数(平成4年5月1日現在)

区 分	計	大 学	短 期 大 学
国 立	26,584人	26,521人	63人
公 立	4,367	4,111	256
私 立	22,808	20,933	1,875
計	53,759	51,565	2,194

出典：学校基本調査

(6) 科目等履修生制度

平成3年6月の大学設置基準等の改正により、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者に対し、単位を与えることができる「科目等履修生」制度が導入された。これにより、各大学等において、科目登録制(特定の授業科目の単位修得を目的とする学生を受け入れる制度)とコース登録制(コースとして設定された複数の授業科目の単位修得を目的とする学生を受け入れる制度)を設定することが可能となった。

II-2 大学等の公開講座・生涯学習教育研究センター・大学教育開放センター

(1) 大学等の公開講座

大学等における公開講座は、大学等の学術研究・教育の成果を直接社会に開放し、地域住民・成人一般に高度な学習の機会を提供するものである。

表II-8 大学公開講座の実施状況(平成元年度)

区 分	実施大学数	開設講座数	受講者数
国 立 大 学	91	761	43,672人
公 立 大 学	32	207	42,161人
私 立 大 学	272	2,179	329,365人
計	395	3,147	415,198人

(生涯学習振興課調べ)

平成元年度においては、国公立を合わせて395大学、3,147講座で大学公開講座が実施されている。国立大学では、ほぼ全校(91校)で実施されており、開設講座数は761、受講者数は約4万4千人となっている。

表II-9 国立大学における生涯学習教育研究センター等の設置状況

名称 (設置年月日)	研究事業内容等
東北大学教育学部附属 大学教育開放センター (昭和48年4月12日)	①主催講座(公開講座) ②共催事業(県、市町村との共催による大学公開講座の開催) ③受託事業(社会教育主事講習等) ④特別事業(放送による東北大学公開講座) ⑤海外「大学教育開放」関係資料の蒐集・整備 ⑥研究集会の開催 ⑦研究ノート「大学と社会」の発行
茨城大学 生涯学習教育研究センター (平成4年4月10日)	①生涯学習に必要な教育内容・方法の研究と開発 ②公開講座開設 ③社会人の学習に対する単位の認定等 ④生涯学習指導者の養成及び研修 ⑤生涯学習に係る情報の提供・相談
宇都宮大学 生涯学習教育センター (平成3年4月12日)	①新しい生涯学習システムの研究開発 ②生涯学習に関する教育内容・方法の研究 ③生涯学習に関する大学公開講座の開設 ④生涯学習指導者の養成(社会教育主事講習等) ⑤生涯学習に関する市町村との連携協力
金沢大学 大学教育開放センター (昭和51年5月10日)	①公開講座(学内講座・特別講演会) ②共催事業(石川県下の市町村教育委員会との共催による大学公開講座の開催) ③受託事業(社会教育主事講習等)
徳島大学 大学開放実践センター (昭和61年4月22日)	①公開講座(春期・秋期・出張講座等) ②特別講演会 ③受託事業(放送による大学公開講座) ④生涯学習に関する調査研究 ⑤講習会
香川大学 生涯学習教育センター (平成3年4月12日) [大学教育開放センター] (昭和53年4月1日)	①公開講座(成人向け講座、少年向け体験講座) ②生涯学習に関する調査研究 ③協力事業(かがわ女性カレッジ) ④受託事業(社会教育市事講習、放送による大学公開講座)
高岡短期大学 短期大学センター (昭和61年4月5日)	①共同研究(他の国立機関・民間との共同研究) ②大学公開講座(単独主催の公開講座、県・主町村等他の機関との共催により学外で実施する公開講座) ③教育研究成果等の展示公開 ④コンサルテーション(企業等からの技術相談等) ⑤施設開放(体育施設等)

(2) 生涯学習教育研究センター・大学教育開放センター

恒常的・継続的な公開講座を行う機関として、東北大学、金沢大学に大学教育開放センターが、徳島大学に大学開放実践センターが、高岡短期大学に短期大学開放センターが設置されている。

また、体系的、継続的な講座の実施や大学・短大等における学習機会に関する情報提供・学習相談など、社会人を対象とした取組みを積極的に行う体制として、地域の学習需要を考慮しながら、各大学・短大等の自主的判断により生涯学習センターを開設することが期待されており、平成4年度現在、3大学に生涯学習教育研究センターが設置されている。

II-3 受託研究員

受託研究員制度は、国立大学及び大学共同利用機関において民間企業等から派遣される現職技術者や研究者に対し、大学院レベルの研究の指導を行い、その能力の向上を図ろうとするものである。平成3年度においては、1,182名の受託研究員を受け入れている。

表II-10 学位授与機構による学位(学士, 修士, 博士)授与数(平成4年11月24日現在)

名 称	修業 年限	学士の学位 授与者数	学位の専攻分野の名称
防衛大学校本科	4年	358人	学士(工学)313人, 学士(社会科学)45人
防衛医科大学校医学教育部医学科	6年	68人	学士(医学)
水産大学校本科	4年	159人	学士(水産学)
海上保安大学校本科	4年	39人	学士(海上保安)
気象大学校大学部	4年	11人	学士(理学)
職業訓練大学校長期課程	4年	209人	学士(工学)
合 計(6校)		844人	

○大学院の修士課程に相当する教育を行う課程

名 称	修業 年限	修士の学位 授与者数	学位の専攻分野の名称
防衛大学校理工学研究科	2年	65人	修士(工学)62人, 修士(理学)3人
職業訓練大学校研究課程	2年	16人	修士(工学)
合 計(2校)		81人	

○大学院の博士課程に相当する教育を行う課程

名 称	修業 年限	博士の学位 授与者数	学位の専攻分野の名称
防衛医科大学校医学教育部 医学研究科	4年	10人	博士(医学)
合 計(1校)		10人	

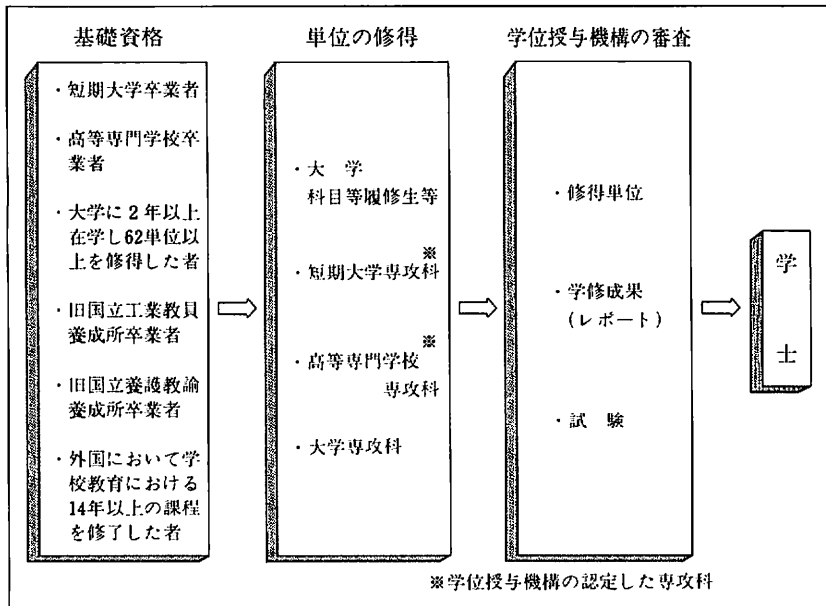
II-4 学位授与機構による学位の授与

平成3年7月に学位授与機構が創設され、高等教育段階の様々な学習の成果を評価することによって、大学・大学院の正規の課程を修了していないが、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与することが可能となった。この制度の具体的な適用としては、①短期大学・高等専門学校の卒業者等が大学及び学位授与機構の認定する短期大学・高等専門学校の専攻科においてさらに学習を行った場合（図II-1）、②学位授与機構が大学・大学院に相当する教育を行うと認める大学以外の教育施設の課程を修了した場合（図II-2）、の二つがある。

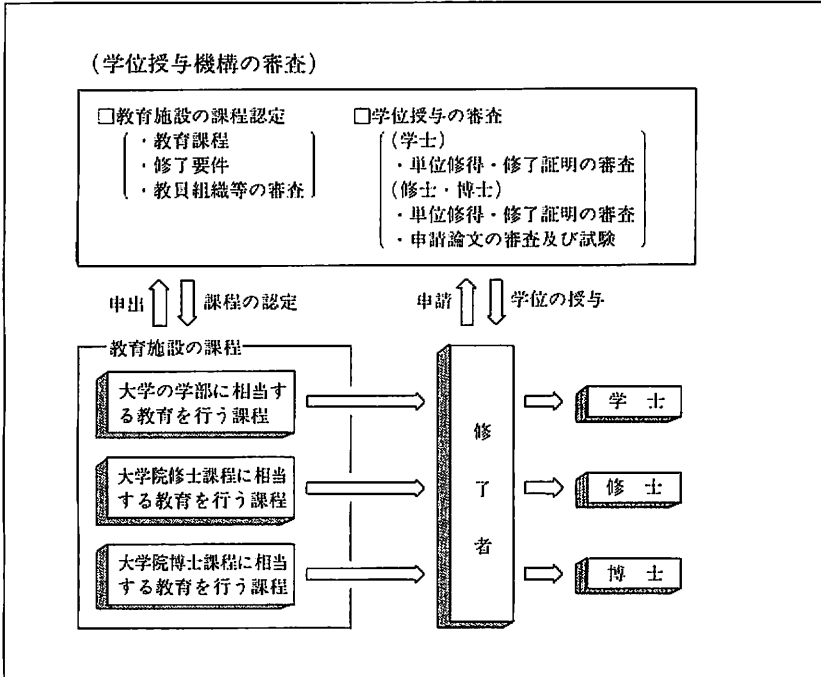
平成4年11月現在、大学・大学院に相当する教育を行う課程として認定されているものは、9課程あり、この制度に基づき学位が授与されたのは、935人（学士844人、修士81人、博士10人）となっている。

また、平成4年4月現在、短期大学・高等専門学校の卒業者等に対する学士の学位授与に関連して、短期大学・高等専門学校の34の専攻科が認定された。

図II-1



図II-2



III 問題点と改善方策

III-1 社会人の大学入学

(1) 教育政策の動向

平成3年6月、大学設置基準の改正が行われた。その主眼とするところにはいくつかあるが、「社会人の大学入学」の促進という点については、「大学における学習機会の多様化」が図られた点が重要である。具体的には、大学以外の教育施設での学修を当該大学の授業科目の履修とみなして単位を認定したり、当該大学入学以前に大学・短大等で修得した単位を認定することで社会人の再入学を容易にしたこと、科目等履修生制度を導入することでいわゆる聴講生制度を活性化したこと、そして、大学における昼夜開講制を認めることで、社会人の大学入学の機会を増したことである。

これらは、関係者の間に要望され、一部においては実施されてきていることで、目新しいことではないが、このような公的な配慮によって、多様な形態による社会人の大学入学に拍車がかけていくであろう。

(2) アクセスの困難性

わが国においては、これまで長い間、学習は青少年が行うもので、成人には関係のないこととする考え方が支配的であった。この傾向は徐々に薄れつつあるが、社会から完全に一掃されたわけではない。「アクセスの困難性」を解消する上で、まず基本的条件は、生涯学習のためのライフスタイルを確立し、「教育は子どもに属すること」という意識を払拭することである。

第二に、社会人の大学入学を阻むものは、受験をめぐる異常な状況である。今や大学入学には、大学での学習にたえる基礎的学力を持っているだけでは十分でなく、特殊な受験技術を習得していなければならない。そのためには、予備校などに通わなければならない。また熾烈な進学競争のなかで、いわゆる偏差値による大学の序列化が進み、学びたい学問を学びたい教授からという希望は容易にかなえることはできない。特にその大学・学部が「上位大学の上位学部」であると、そこへの社会人入学は、一種の“割り込み”として受験生等からひんしゅくをかうおそれがある。したがって、大学にとってはすすんで行くことではないし、実施するとしてもあまり目立たない規模でということになる。

第三に、大学関係者の閉鎖性がある。大学関係者のなかには、大学は人生経験の浅い青年を対象とした教育の場であると確信し、異質で、豊かな経験に裏づけられた鋭い問題意識を持つ社会人が入学してくることで学内が攪乱されるのではないかと、という危惧の念をいだく人もある。こ

れに関しては、社会人を信頼する以外に、これを打開する方法はない。

第四に、有給教育休暇制度の不備がある。社会人がフルタイムで大学で学ぶ場合、当然生じてくる問題は、生活費と学費の調達である。これらを両立させる途は有給教育休暇制度以外にない。1974年6月、ILO第59回総会で有給教育休暇に関する条約が採択された。わが国政府は、まだこれを批准していない。現在、官公庁・企業などで派遣制度が実施されているが、これは、当然のことながら、「仕事」に関連したことを学ぶ目的のためのものである。

このように、社会人の大学入学をめぐるアクセスの困難性は容易に除去できない状況にあるが、立教大学法学部（昭和54年度から）、名古屋大学法学部（昭和58年度から）が、それぞれ踏み切ってから、夜間部を持つ大学が中心であるが社会人入学を行うところが増え、平成3年度の入試で社会人入試を実施した大学は全国514大学のうち170大学の268学部に及んでいるという。私立大学では、今後若年層の減少を見越して、社会人入学に期待をかけるところもあると聞く。しかし、これも前記の問題の解決がみられないかぎり、それほど展望は明るいとはいえない。

(3) 社会人入学の実状

1) 経緯

立教大学法学部は、他大学にさきがけて、昭和54年4月から社会人入学を実施している。その契機は、入試改革にあった。「激烈な入試を通して入ってきた学生はみんな疲れていて、入ってくると無気力になってしまう。入試方法を少し変えて、元気な学生をとったらいいのではないか」という意見、「社会には22歳を過ぎた人でも、大学に入りたいというニーズがあるのではないか」という意見などが出され、また欧米の大学で社会人学生に接した経験を持つ留学経験者の話から、「社会人という一つのチャンネルを作って大学への道筋を作っていくことが必要ではないか、というアイデアがでてきた」といわれる。ごく自然な流れである。

社会人には、一般の学力試験とは別個の試験を行うこととし、選考の基準は、すでに社会人としての経験を持ちつつ、さらに大学で勉強したいという志望理由、社会人としての経験と判断力、及び大学での学科目を履修する基礎的能力をみるにおかれた。応募者は、出願にあたって、通常の出願書類のほか、本人による志願理由書、家族・知人・勤務先の上司・友人による推薦書（三通）、受験者の社会活動について参考になる資料（提出は任務）の提出が求められる。

選考方法は、①書類選考（志望理由及び人物が同学部での教育目的に合致しているか否かが基準、無料）、②論文（論文作成のための素材や枠がある程度与えられる。その評価は、問題理解力、論理的構成力、文章表現力、知的素養などについて行う）、③英語（大学における学習に必要な基礎的英語能力があるか、辞書持込可）、④口頭試問（論文、英語の成績上位者を対象、主として志望理由、社会人としての経験及び判断力をみる）によって構成されている。

合格者は、多く、20代後半から30代にかけての女性であるといわれる。入学後は、一般学生と全く同一に扱われる。社会人学生は、概して、授業への出席はよく、ゼミなどでも積極的に発言し、成績がよく、一般学生にはよい刺激となっている。一方、留年、退学、除籍もみられるとい

う。留年・退学は社会人としての生活条件の変化によるもの、除籍は学費未納入によるといわれる。卒業後の進路は、進学その他多様であるが、卒業者は、わが国固有のリクルート体制では、通常のルートには乗れないものと諦めているようである。

名古屋大学法学部は、前記の立大の実践に学び、それを一步進める形で、昭和58年4月から、社会人の第1年次入学、第3年次編入学を実施している。それは、同学部での将来計画検討委員会での論議を経て実現したものである。同委員会での結論は、「法学や政治学に対する本当の関心や学習意欲は、社会人としての体験を積んだ者にこそ、しばしば生ずるのであって、このような真に学習意欲ある社会人の受け入れは、一般の学生に、また大学での法律学、政治学教育による刺激を与えるであろう」というものであった。

出願資格は、高校及び大学を卒業して5年以上社会人としての経験を持つ者とした。選考にあたっては、社会人としての体験ないし成績をできるだけ客観的に評価できるような方法をとることとした。出願書類、選考方法も、ほぼ立大法学部と同じである。

名大法学部の場合、「年齢満25歳に達し、社会人の経験を5年以上有し、現在社会人である」大学・短大・高専の卒業生（大学に2年以上在学し、教養課程の必要単位の修得者も含む）を対象に第3年次編入学も行っている。試験内容は、基本的には、第1年次志望者と同じである。

入学後のことは、立大とほぼ同じである。

2) 出願資格

立大法学部では、「およそ受験資格をもっているとみなされる社会人に対しては、広くこれを受け入れるという方針をとった」ことから、高校卒業後4年以上経過していること以外の条件はつけていない。したがって書類選考で「浪人くずれ」の排除の必要があった。名大法学部は、通常の出願資格のほかに、「年齢満23歳に達し、社会人の経験を5年以上有し、現在社会人である者」という条件をつけた。これは国公立大学で広く用いられているものである。私立大学は、大学によって異なるが、年齢条件と社会人としての経験をあげていることは、共通している。年齢は、24、26、28、30歳とまちまちであり、「原則として満40歳以上の者」（京都精華大）もある。社会人経験はまちまちである。なかには「在宅婦人で大学教育を受けるのに必要な基礎学力を有する者」（富山国際大）というところもある。

3) 選抜方法

これに関しては、立大法学部での選抜方法について述べたことで、ほぼ尽きていると思われる。ただ外国語専攻を希望する受験者の場合、外国語については辞書持ち込みが禁止されている。私立大学では、外国語の試験を行わず、書類選考、小論文、口述によるところが多い。ちなみに、国公立大学でも、大学入試センター試験は免除されている。

4) 卒業後の進路

これについては、十分なデータがなく、立大のところで記した以上のことは述べられない。

(4) 夜間部への社会人入学

社会人が収入の途を確保しながら大学レベルの学習を行う一つの選択肢として大学夜間部がある。また、夜間部での教育活動も、豊かな社会経験を持ち明確な問題意識と旺盛な学習意欲を持つ社会人が多く加わることによって、活性化が図られるものと思われる。

大学の夜間部は、本来、勤労者・社会人のためのものである。しかし、受験競争のあおりを受けて非勤労者の学生によって占められるようになり、社会人入学も困難になっている。大学によっては、2時20分（日大法学・経済学部第二部）、2時40分（早大社会科学部）から授業を始める夜間部がある。このようななかで、奈良県立商科大学や東海大学第二工学部のように、勤労学生と社会人を対象に夜間課程として開設されたところもある。また立命館大学第二部のように勤労者と社会人を対象とし一般学生を締め出すところもある。旭川大学経済学部経済学コースには、勤労学生や主婦を対象に夜間課程の「生涯学習クラス」が設けられている。

全国で夜間部を持つ大学は74あり、そのうち55大学で社会人入学を認めている。内訳は、私大が36、国公立が19大学。出願資格・選抜方法などは、昼間学部のそれとほとんど異なる。

(5) 昼夜開講制

平成3年6月の大学設置基準の改正によって大学における昼夜開講制が設置基準にも明文化され、その実施にあたっての条件整備も進められた。社会人の勤務形態も、フレックスタイム制や在宅勤務制度も導入されて、多様化してきている。昼夜開講制は、このような状況に見合ったものといえる。

東京都立大学は、昭和24年4月開学以来、昼夜開講制をとり今日まで堅持してきた。これは同大学が「都民の大学」としての理念を活かすためであるといわれる。

国立大学・学部で昼夜開講制をとるところが徐々に増え、平成4年度で、17大学19学部に及んでいる。大学での履修の多様化が進むなかでさらに増加していくであろう。

(6) 編入学

この度の大学設置基準改正で、編入学定員の設定などそれを促進する法的措置がとられたが、わが国では、第1年次入学による「学校歴」が重視されることから、編入学は裏口的なものとして、大学入学の正規のルートとしては確立されてこなかった。しかし多くの大学、特に私立大学では、編入学を実施しているが、募集人員も少なく、激戦であり、社会人の編入学は極めて困難であった。

前記のように名大法学部は、昭和58年4月から社会人の第3年次編入学を実施しているが、三重大学人文学部も文化学科10名、社会学科20名の社会人編入学を実施している。出願資格、選抜方法は、名大法学部のそれと類似している。立教大学経済学部は、平成4年度から「第3年次社会人編入学」を開始した。出願資格は大学卒業後3年以上、短大・高専卒業後5年以上の社会経験を持つ者。英語、論文、口頭試問による選考がされる。しかし、社会人の編入学の門はかなり

せまい。

(7) 聴講生

聴講生とは、大学の正規の学生としてではなく、希望する特定の授業科目のみを登録し、受講する者をいう。制度としては、かなり長い歴史を持ちながら、法令上にはその根拠はなく、ただ各大学の学則などにその根拠を持つにすぎない。最近の大学設置基準の改正までは、聴講生は、聴講を許可された授業科目について正規の学生とともに受講するが、その授業科目の履修については、当該大学の卒業要件としての単位数に算入できる単位を修得することは認められなかった。すなわち、基本的には、受講は認めたが単位の修得は認められなかった。例外として教育職員免許法上、免許状の授与要件としての所定の専門科目にかかる単位数に関しては、これが認められた。

今回の設置基準の改正により、「科目等履修生」の制度が導入され、状況は大きく変わった。これによって、従来、聴講生には認められなかった単位取得が可能になり、大学への入学の際には、修得単位は卒業に必要な単位数のなかに加えることができるようになった。また昭和50年3月の同基準の改正によって導入された特別聴講学生の制度により大学間での単位の互換が可能となった。このように、聴講生制度の実質化を図る法的措置がとられるようになった。

近年、大学のなかには、生涯学習の一環として、これを活用していこうという動きがみられる。その一つは、市立北九州大学法学部が実施する「コミュニティ・コース」である。これは「生涯教育の一環として、地域住民に大学教育を組織的に実施すること」を目的に、平成2年度から実施しているものである。受講者は自分が関心を持つ問題に即して選んだ演習1科目と演習担当教員と相談して決定した2～4科目の専門科目を1年間聴講する。募集人員は演習1科目につき1～2名とし、定員は20名以内とする。討論を中心とした演習や専門科目の講義を学生と一緒に受講することで自分の問題関心を深めていくというものである。このコースを修了した者には修了証を交付するが、単位の修得は認めない。受講にあたっての資格としては、「18歳以上で、大学で何かを真摯に学ぼうとする意欲があり、現実的にこれを実現する可能性のある方ならどなたでも結構です」として資格制限は設けていない。受講者選考にあたって、筆記試験と面接試験が行われるが、学力試験ではなく、「あなたが何を学びたいかをうかがって」選考資料にする。そして「北九州大学法学部の自由で、知的刺激にあふれる雰囲気の中で学んでみたいとお思の方は、扉をたたいてみてください」と市民に呼びかけている。

他の例として関西学院大学経済学部が、平成4年度から始めた「オープン・カレッジ・コース」がある。受講者は30歳以上の高卒者で、論文と面接で選抜される。このコースは、「現代経済の見方」、「経済のメカニズム」、「国際社会と日本経済」、「ヨーロッパの歴史と文化」、「経済と歴史」、「社会と福祉」の6コースから構成され、受講者は、各コースが設定する必修科目と選択必修科目を一般学生と一緒に聴講する。修得科目については単位を認定するが、必修科目のなかの演習の単位は認定しない。合計20単位以上の科目を履修しなければならず、コース修了者には、修了証

書が交付される。

これらのコースは、いずれも指導性の強いものであり、一般の聴講生の学習とは異なる。ある問題についての基礎的な知識を系統的に学習しようと思う者には、適したものといえる。関西学院大のものは、科目等履修生制度を生かしたものとして注目される。

この他、ユニークなものとして、平成2年度から熊本女子大学が始めた「授業公開講座」がある。受講者は、面接によって選抜されるが、大学の指定する授業科目を正規の学生とともに受講するものである。いわゆる聴講生制度では、女子大学ということから、女性に限られるが、それと異なり、社会人を対象とするものであることから男性受講者もある。聴講料も正規のものと比較して安くなっている。

聴講生制度は、大学でのパートタイム学習を保障するものとして、今後、大きく発展するものと予想される。特に科目等履修生制度は、それに拍車をかけるものといえる。

(8) 通信教育

通信教育は、郵送されてくるテキスト・学習指導書などを手引きに、研究課題を解き、レポートを実施機関に提出し、実施機関においては、指導員がそれらを添削・評価し、履修者に返送するという通信手段等を媒介に進められる教育形態である。通信手段では十分にカバーできない部分、例えば、実技指導、実験・実習などに関してはスクーリングという直接指導が行われる。

通信教育には、学校教育法及び大学通信教育設置基準に基づいて大学の正規の課程として行われる大学通信教育と、社会教育法に基づき、学校または公益法人が行う社会通信教育とがある。

大学通信教育は、現在、放送大学のほか4年制大学が12校、短期大学が9校で実施されているが、そのすべては私立である。ここでは、卒業に必要な単位数の4分の3は通信方式で、残りの4分の1は、スクーリング形態で履修される。履修方法としては、正規の課程を履修し卒業資格を得る正科生、教員免許状ならびに学校図書館司書教諭、図書館司書、博物館学芸員、社会教育主事、社会福祉主事、保母などの資格の取得のため必要な科目を履修する聴講生、開講科目から自由に選択して履修する科目別履修生、大学への入学資格はないが、正科生と同一課程を履修する特修生などがある。なお、いくつかの大学では、特修生に正科生の資格を与える認定試験が行われている。現在、放送大学を含み約21万人の人が学んでいる。社会通信教育は、スクーリングへの参加が義務づけられていないことを除いて、大学通信教育とほぼ同じ方式で教育を行う。開講科目は、職業上、生活上の知識・技術や一般教養など広い分野に及んでいる。文部省が認定した社会通信教育の実施団体数は45、課程数は184に及び、約39万人（昭和63年度）が学んでいる。

通信教育の利点をあげれば、①全国どこに住んでいても学べる、②年齢に関係なく学べる、③自分の能力、自分の計画によって学べる、④読み・書きの場所・用具以外必要としない、⑤添削指導、質疑応答などにより学習能力、進度に応じた指導が受けられる、などである。他方、短所としては、個人指導が軸となっていることから、①個人の意志により学習が左右される、②刺激に欠けるところがある、などがあげられる。これらを補うものとして、スクーリング(面接授業)、

共同学習会，研究集会等が実施機関や教育委員会などによって行われている。

国立大学による通信教育の唯一のものは，秋田大学鉱山学部通信講座であり，文部省認定社会通信講座である。その沿革は，昭和22（1947年）年12月に認定された旧制秋田鉱山専門学校通信教育に始まる。45年の歴史を持つ。現在，採鉱・地質，冶金・金属材料，電気・電子の3課程を持ち，2年制である。受講生は北海道から沖縄まで全国に及び，1,102名（平成4年12月現在，外国在住1名を含む）である。それを職業別にみると，鉱工業関係者，公務員，高校教諭，大学技官，企業事務職など多様である。

秋田大学では，「最近では生涯学習の観点から，幅広い年齢層から地球科学及び情報工学等に関する基礎知識や一般的な教養修得志向が増加したため，技術に関する一般的知識から専門までの多様なメニューを提供し，現在の社会のニーズに合わせた履修システムに全面的に改訂し，……より身近で受講しやすい通信教育に改組・再編する」ことを予定している。それによると，従来の専門課程を受講生の要望及び動向に照し改組・再編したほか，基礎補強の要望と一般的教養志向に対応するため基礎科目と広域の概論科目からなる一般科学技術コースと総合コースを含む総合課程を新設して，現行の3課程，2年制を4課程，1年制とし，課程の名称も地球・資源学，材料，電気・電子，総合と改める。課程の下に9コースを設け，所定の複数のコースを修了した者に課程修了証書が授与されるが，このほか特定の必要とする科目のみ履修できる科目履修制度を新設する。ここに技術革新の進展に対応して通信講座の在り方を変えていこうとする関係者の努力がみられる。今日のような状況のもとでは，直接的な関係者ばかりでなく一般人の間でも科学技術に対する関心が強まり，同講座のような内容を持つ通信講座の必要性はますます高まっていくであろう。

〔参考資料等〕

立教大学法学部

野村浩一「立教大学における社会人入試について」大学基準協会『会報』第48号，昭和58年3月。

「立教大学・法学部社会人入試制度の現状」『大学資料』第107号108号合併号，1988年7月。

所 一彦「立教大学法学部の社会人入試」『大学時報』第214号，1990年9月。

室 俊司「社会人教育の試みから」『書斎の窓』1984年4月。

立教大学 1993年度法学部社会人入学試験要項，法学部社会人入試年度別志願・合格状況

名古屋大学法学部

室井 力「社会人特別選抜について——名古屋大学法学部の場合」大学基準協会『会報』第48号。

「法学部改革と拡充改組の必要性」 昭和56年7月。

「名古屋大学法学部社会人入試制度について——その検討経過・概要・問題点など」 昭和57年3月25日。

「名古屋大学法学部特別選抜（社会人入試）要項」（中間案）

年度別志願者数等状況一覧表

特別選抜学生就職先等

平成5年度名古屋大学法学部社会人第1年次入学特別選抜学生募集要項

平成5年度名古屋大学法学部社会人第3年次編入特別選抜学生募集要項

福島大学

平成5年度社会人特別選抜学生募集要項〔行政社会学部（夜間主コース）、経済学部（夜間主コース）〕

北九州大学

平成4年度北九州大学法学部コミュニティ・コース受講生募集要項

北九州大学法学部コミュニティ・コース——ガイド——

小林茂春「北九州大学におけるコミュニティ・コースを受講して」

熊本女子大学

平成4年度授業公開講座——受講案内

関西学院大学経済学部

1992年度オープン・カレッジ・コース募集案内

法政大学・慶応義塾大学・日本女子大学

各通信教育 1992年度入学者募集案内

秋田大学

「鉱山学部通信教育講座について」 1992年。

「秋田大学鉱山学部通信教育講座——21世紀を目指す各大学の新しい試み（第1回）」

『文教ニュース』第1180号，平成4年9月28日。

秋田大学鉱山学部通信教育講座 『TEXNE』No.68，1991年。

放送大学

平成5年度大学案内

III-2 社会人の大学院入学

(1) その背景

省令としての大学院設置基準は、昭和49年6月に公布されたが、それは同年3月に出示された大学設置審議会の答申に基づいて制定されたものであり、いわゆる大学紛争期を経て、新たな大学・大学院像を模索しているなかから生まれたものである。独立大学院の提言などにみられるように大学院の学部に対する独自性の強化ならびに修士課程を高度の専門性を要する職業人の養成のこ

ースとして位置づけ、その教育方法の特例を認めるなど各大学院の創意・工夫を活かした制度の弾力的な運用を認めるなど社会人の大学院入学への路線を引いたものといえる。

さらに平成元年9月、同基準が改正され、大学等の研究者の養成という従来からの博士課程の目的に、社会の多様な方面で活躍し得る能力と豊かな学識を有する人材の養成という目的が付け加わったこと、大学院（修士課程、博士後期課程）への入学資格の緩和化・修業年限の短縮化、修士課程夜間大学院の設置認可、修士課程の研究指導委託などといった措置がとられるようになった。これによって社会人の大学院入学はさらに拍車をかけられよう。

このような状況を生み出したものを見てみよう。まず、わが国の経済産業社会に眼を向けると、それは大きな転換期を迎えていた。技術革新の進展による科学技術の高度化・融合化の進行は、その先端部分において、より原理的で創造的な対応を求めている。また近年の経済・社会・政治の変化は構造的であり、さらに国際化の進展とともに、さまざまな新しい問題を生み出している。それらへの対応には、異文化社会への深い理解、高度で専門的な知識、幅広い学際的な知識、多角的な視点に立つ柔軟で創造的な思考などが求められる。それにソフト化・サービス化等による産業構造の変化は、社会の高度技術化、人工システム化を進め、従来の文系・理系の総合化にたつ人材を求めている。これらの動きは、従来から広く行われてきた実用性を重視する企業内教育による人材育成の限界を明らかにした。今や経済産業社会が求める人材育成は大学院教育の課題とされつつある。

大学においても、急速に進展する技術革新の動き、激動する社会・経済・政治の動きなどが生み出してくる新たな問題は、新たな研究領域を構成させ、新たなアプローチを生み出し、パラダイムの転換をせまるものとして受けとめている。そしてそれらの問題は、明確な問題意識と旺盛な学習・研究意欲を持つ社会人学生によってもたらされることが多く、大学での研究活動を活性化させるものとして社会人の大学院入学を歓迎するところもある。しかし、また社会人の大学院入学によってもたらされる職業訓練的要素の重視によって真理探究という大学本来の使命がおろそかにされるのではという懸念をいただく大学関係者もある。

(2) 社会人の大学院入学——修士課程——

現在、多くの大学院修士課程では、研究者養成よりむしろ「高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うこと」にウエートが置かれているといってもよい。平成元年9月の大学院設置基準の改正によって、修士課程は、社会人入学に向けて、さらに制度の弾力的な運用を図ることができるようになり、その設立趣旨、在り方、教育プログラム、教育方法等において、多様化の傾向を強めている。しかし、全般的に、問題解決指向型であり、現実社会の、あるいは科学技術上の問題解決に資する基礎理論と諸手法の修得に主眼がおかれている。したがって、そこでは、データや事実に基づいて問題状況を分析・解釈する能力、問題を構造化する能力、理論的に考察する能力などの育成が重視される。社会科学系についていえば、理論的な学習とともに情報数理学に基づくさまざまな手法に習熟する実技的実習、社会調査実習、演習形式の討論、モデ

ル研究、ケース・スタディなど多様な教育方法がとられ、求められる能力のたしかな形成が意図されている。これらの点において、従来からの研究者養成コースにみられた文献講読中心のものとはかなり趣きの異なる大学院修士課程が生まれている。

以下、いくつかの特色ある大学院についてみてみよう。

1) 筑波大学大学院経営・政策科学研究科経営・政策科学専攻

本研究科は、昭和51年4月、開設されたが、開学以前から構想されていたものであり、大学院設置基準が求める大学院の一つのモデルともいえるものである。それは、広く社会人にも門戸を開き、「学問の専門分野には、必ずしもとらわれることなく、社会的要請のとくに強い分野を中心に、教育目的に即した幅の広い広域的なカリキュラムを編成」し、高度の専門性を備えた職業人の養成と再教育を行うことを目的とする政策志向型の大学院修士課程である。その構想を練り上げる過程で、アメリカのビジネス・スクールを参考にしたということでも明らかのように、わが国にとって、「新しい大学院」である。その後、いくつか生まれた同種のものモデルとなった。以下、同研究科のパンフレットにより、その特色といえるものを紹介する。

学生は、出願にあたって学部での専攻分野は問われない。新卒の学生のほかに、国内研修の一環として、中央官庁・公企業、地方自治体、民間企業などから派遣されてくるいわゆる「職業人」がいる。

ここでは、民間部門と公共部門における諸問題に対する経営科学的手法や政策科学的アプローチを教育することに重点がおかれている。具体的には、企業の生産・販売・財務・人事等の種々の経営意思決定システム、経営情報システム、企業環境分析などや都市問題・環境・教育・医療・社会保障・資源・エネルギー・国際開発等のいろいろな公共政策の分野を学際的に分析しうる能力を身に付けさせることに留意している。ここでは、学際的な政策志向型の社会科学の成果を全面的に取り入れるため、経営科学と政策科学との間の境界は設けられていない。

実際の学習指導方法についてみると、「現代の多様かつ複雑な経済社会において、現実を的確に認識し適切な公共政策、経営政策を立案するためには、さまざまな情報の処理と数量的分析のための手法の習熟、諸学問領域において集積された知識の学習、問題を提起し分析していく能力の養成が必要であり」これらを実習・講義・演習そして修士論文作成を通して培っていく。実質的には必修科目となっている実習では、学生は分析手法を学ぶとともに、コンピュータなどの機器を実際に各自用いて数量的分析を行うことが要求される。この種の実技実習は従来の文系の大学院では軽視されてきたことである。演習は少人数クラスでの自由な討論によって学生の自主的な問題意識を喚起し、修士論文作成につなげていく。講義に関していえば、約50科目に及ぶ非常に幅広い分野にわたって開講されており、ここに他大学では望みえない特色がある。

学生は、これらの実習・演習・講義を通して修士論文のテーマを見出し、修得した理論・手法を駆使して指導教官の下で論文を作成・提出し修了していく。

修了後については、多くの職業人は、派遣生であることから、もとの職場に戻っていく。

同研究科では、平成元年4月から、東京・大塚のキャンパスにおいて、社会人を対象に経営シ

STEM科学専攻の、翌2年4月から、企業法学専攻の夜間大学院を開設した。ここでは、入試は研究計画書、小論文、口述試験で行われ、「知識」を問う試験はない。学生のほとんど全員が官庁・企業などに勤務する職業人である。授業は火曜日から金曜日までは夜間、土曜日は午後に行われており、通勤しながらの通学は不可能ではない。

指導理念、指導方法ともに筑波キャンパスで行われているものと同じである。ビジネスマンが主流であることから、演習での討論がより活発であるという。また、修士論文のテーマも、日頃かかえている問題のなかから選ばれている。現職教育的な大学院修士課程の典型といえよう。

2) 埼玉大学大学院政策科学研究科

本研究科は、前記筑波大学大学院と異なり公共政策部門に焦点をしぼり公共政策の研究・教育を目的とする独立大学院として昭和52年4月開設された。研究機関としては、現実の政策形成に有効かつ適切に資する学際的な政策研究の推進と政策科学の体系化と構築を目指しており、教育機関としては、科学的思考と手法に裏づけされた政策分析能力と政策形成能力とを備えた行政官・政策アナリストの養成を目的としている。

学生指導は基本的には、筑波大学大学院で行われているものを踏襲しているが、異なるところは、カリキュラムが科学的基礎論的検討を踏えた新しい知識関連図に基づき体系的に構成されていること、ならびに授業がコア・カリキュラム、セミナー・ワークショップ、政策分析演習、論文作成に至る一連の有機的な構成によって進められ、なかでも最初のOPT (On the Project Training) に基づく本格的な学問訓練が組み込まれていることである。

ここでは、また、昭和59年10月から、東南アジア諸国を中心とした諸外国の行政官と学生を対象に国際プログラムを開講している。

3) 横浜国立大学大学院国際経済法学研究科

本研究科は、国際経済法学という新たな視点から法現象を研究するとともに国際経済法務担当者の養成・再教育を行う独立大学院として平成2年4月開設された。

その背景を見てみる。企業活動の国際的展開ならびに企業自体の多国籍化によって国際的な企業取引が増大してきている。それに伴い、新たな種類の経済紛争も増えてきている。また多方面での国際化の進展により国際的犯罪行為、人権問題などもクローズ・アップされてきている。このような動きは、国際取引を中心とする国際経済活動に関する十分な法律知識を持つとともに単なる法律論だけでは対処できない複雑な法律問題を処理しうる問題解決能力をも持つ企業法務担当者の養成を焦眉のこととしている。また行政部門においても、諸外国との経済摩擦を調整する経済諸官庁ならびに「自治体の国際交流」の活発化する地方自治体において、国際経済法学に関する専門的知識を持つ職員が求められている。

このような背景のもとに開設された本研究科は、国際社会、実務、隣接学問に「開かれた大学院」として教育を行う。すなわち、海外からの留学生に開かれた、企業や官庁で実務経験を積む課程で特定の法律問題について鋭い問題関心を持つに至った社会人に対して効率的な再教育の場となる、法学部以外の学部卒業者にも積極的に門戸を開く、ということである。

社会人の入試に関してであるが、筆記試験は2科目で、辞書持ち込みでの英語、11科目の専門科目から1科目選択となっているが、後者は、「自らの実務経験に基づく法制度・紛争・法解釈等に関する論文」(4000~8000字)で代えることができる。筆記試験合格者を対象に口述試験が行われる。日本人入学者の約半数(学生定員46名)は社会人となっている。

入学者は、経済関係法専攻と国際関係法専攻(平成4年度から開発協力コースが開設されて、国際関係法コースと2コースに分かれた)に分かれるが、さらにそれぞれの専攻内で入学者の知識・経験に応じて、基礎研究コースI(日本の法学部出身者)、基礎研究コースII(他学部卒業生、留学生)、特殊研究コース(社会人を対象、このコースでは、学生が社会人としての実務経験から抱くに至った問題関心及び研究テーマに応じて、重点的な研究を行うことが可能になる)の3コースに分けられ、履修することとなる。

授業は、プレレジット(基礎必修科目)、講義、特別講義、総合演習、研究指導という形態をとって行われる。プレレジットは、総合演習、研究指導の基礎として社会科学に関する幅広い基礎的な知識の修得を目的とするもので学部レベルの科目を履修させるもの。総合演習は、同一テーマに関する多人数の教官の共同による演習で、具体的には、判例研究や事例研究が行われる。グループ制を採用し、学生は、原則として年に2回以上報告し、質疑応答の結果を踏まえ、指導教官による指導のもとにまとめ、レポートとして提出する。これを2年間履修することで複眼的な法律的政策的思考力が養われる。本研究科の要になるものである。研究指導は、学生が自分の問題関心に応じて研究指導を受けるもので、一種のチューター・システムである。社会人学生は2年間を通じて研究指導を受ける。

学生たちは、開放的環境と国際的雰囲気の中かで、能動性を求められる密度の高い指導を受け、所期の目的を達成しているようである。修了後は、派遣生である社会人は元の職場に復帰するが、残りの者は、民間企業、官公庁、司法研修所、進学など多様な途を歩むようである。

ちなみに、「特に優れた研究業績を上げた者で研究科委員会が認めた者」については、1年修了制度が設けられている。

4) 東京大学大学院法学政治学研究所

本研究科は、平成3年4月、「研究者養成コース」とは別に、「高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的」とした修士課程専修コースを開設した。同コースは定員80名のうち約半数を「官公庁、会社等に在職中」の職業人の枠とした。

入学者の選抜は、一般、職業人、外国人とに分けて行われ、職業人選抜では、筆記試験のうち外国語は免除され(語学等について自己の能力を証する資料があれば提出してよい)、予め届け出た1科目の専門科目についてのみ行われる。その合格者を対象に口述試験が行われるが、その際、本人の研究計画、実務上の経験及び能力に関する職場の上司等からの推薦書が重視される。

入学後は、経済法務、比較法文化、公共政策I、IIの4コースに分かれて、所定の単位を修得し、修士論文に代えてリサーチ・ペーパーを提出して修了する。大多数の授業は演習形式で行われ、個人的な専攻指導を受けリサーチ・ペーパーを作成する。

専攻、履修方法等については、上述の大学院と大きく異なるところはない。東京大学法学部というアカデミズムのなかで行われる密度の濃い少人数教育から得るものが多いと思う社会人もあろう。このコースは、東大法学部に風穴をあけたという意義もあろう。

北海道大学大学院法学研究科も、平成4年4月、東大大学院の専修コースと類似した専修コースを開設した。専攻としては、民事法専攻(高度応用法学コース、国際関係Ⅰコース)、公法専攻(公共政策コース、国際関係Ⅱコース)の4コースである。東大と異なり、修士論文の提出を義務づけている。

5) 北陸先端科学技術大学院大学

近年、情報科学、材料科学等の先端科学技術の研究・開発は極めて急速に進められており、わが国におけるこの分野での教育研究体制の整備は焦眉の問題となっている。北陸先端科学技術大学院大学はこのような要請に応じて設置された独立大学院である。同大学は平成2年10月1日に創設され、同4年4月から、まず情報科学研究科修士課程の学生の受け入れを行い、5年4月から材料科学研究科修士課程の学生を受け入れ、博士課程は、平成6年4月以降となる。

同大学では、先端科学技術にかかわる学術研究は、創造的な基礎研究とそれに基づく技術開発とが一体となって進められる必要から、多くの分野、領域に関わる研究者による連携・協力体制の確立が図られている。また同大学の使命の達成のため組織の柔軟な編制と焦点化した教育研究の推進が図られている。また、他大学や民間研究所等との有機的な連携・協力を図るための客員講座、国際化の流れに対応した留学生の受け入れ、外国人研究者との共同研究の実施、寄附講座の開設、民間等からの受託研究、奨学寄附金の受け入れ、後援財団の組織化等により、民間資金その他の多様な資金の導入を図るなど「広く社会に開かれた大学」として、新たな試みを行っている。

このような構想・体制のもとに、同大学は「先端科学技術分野に係る高度の基礎研究を推進するとともに、大学等の研究者の養成のみならず、企業等において先端科学技術分野の研究開発等を担う高度の研究者、技術者等の組織的な養成及び再教育を行うことを目的」としている。研究科・専攻についてみると、情報科学研究科博士課程(前・後期)情報処理学専攻・情報システム学専攻、材料科学研究科博士課程(前・後期)物性科学専攻・機能科学専攻となっている。定員は、前期課程(修士課程)それぞれ125名、計250名、後期(博士課程)それぞれ37名、計74名である。同大学は、設置の趣旨からして、社会人に大きく門戸を開いている。

平成4年4月、情報科学研究科博士前期課程の受け入れを始めたが、受験者187名、合格者125名、入学者108名。そのうち社会人入学者は39名であるという。他の大学に比較して高い比率を示している。また入学者のうち文系出身者が17名、そのうち社会人は8名である。入学した社会人のうち企業派遣(17名)以外の人の多くは会社を退職しているが、条件つきで籍を残して入学した数人の人も、無給の休職扱いとなっているなど、経済的にかなり苦しい状況にあるようである。日本育英会の奨学金制度も社会人にはあまり有利ではないようで、社会人入学にあたっては、これらの問題の解決が求められてくる。

6) 筑波大学大学院夜間修士課程

筑波大学は、平成元年4月、同大学の東京・大塚キャンパスに、経営・政策科学研究科経営システム科学専攻(平成2年4月より同研究科企業法学専攻)、教育研究科カウンセリング専攻を開設した。これらは、「将来予想される生涯学習型社会の到来に先駆け、能力再開発を志す社会人を対象としたレベルの高い大学院教育を実施することを目的」としたものである。社会人入学を認める大学院であっても昼間課程が中心で、入学するためには、勤務先からの派遣によるか、退職しなければならなかったが、この課程では、授業は、火曜日から金曜日までは18時20分から21時まで、土曜日は、13時45分から19時35分までに行われることから、職場を離れることなく大学院で学ぶことができる。そこに特色がある。

この課程は、社会人入学を前提にしているところからか、募集要項の末尾に「期待される応募対象者」が掲げられている。「次のような機関等での職務経験をもつ者が望ましいが、今後専門的技術を身につけようとする意志のある者」(カウンセリング専攻)、「経営、経済のわかる理系出身の経営者、管理者」「技術のわかる文系出身の経営者、管理者」を志す者(経営システム科学専攻)、「企業等において、企業が直面する法律問題について問題意識を有する有職社会人」(企業法学専攻)となっている。

出願にあたっては、通常の提出物のほかに、現在までの職歴を記した「職歴調書」、過去及び現在の職務内容を記した「職務内容調書」、志望動機、入学後の学習計画、研究計画を記した「研究計画書」を提出する。多くの大学院で出願時に求められる職場の上司等の推薦書は不要である。これは社会人が気軽に応募できる条件といえよう。

選抜は、小論文、口述試験、研究計画書等の各調書、調査書、健康診断の結果を総合して行われる。受験者は全員口述試験を受けることとなる。倍率はかなり高い。そこに、社会人の学習意欲の高まりがみられるが、これには、「受験しやすい入学試験」「通学に便利な立地場所」という要因がはたらいているとみられる。

入学後の状況をカウンセリング専攻カウンセリング・コースを例にみてみよう。学生は、同コースが用意する家庭・福祉、学校、産業の3カウンセリング領域を参考にしながら、自分の研究テーマに即して、講義、事例研究・課題討論による演習、ロールプレイを含む臨床実習などの授業を通して、「幅広い見識と効果的な技術をもち、多くの人々の自己の立て直しと安定を図り、社会への積極的な適応を援助できるようなカウンセリングに関する高度の専門家」となって、大学院を巣立っていく。

同コースの平成4年度の入学者の平均年齢は39歳、女性は半数をこえる。

修士課程夜間大学院には、昭和27年4月開設の法政大学大学院人文科学研究科地理学専攻、日本史学専攻を別として、社会人対象のものに、青山学院大学大学院国際政治経済学研究科国際ビジネス専攻、名古屋市立大学大学院経済学研究科日本経済・経営専攻がある。青学大では、完全2学期制がとられ、修了方法も、2年間4学期以上在学し修士論文を提出する方法と、2年半5学期以上在籍し論文免除で所定単位を修得して修了する方法とがある。これらの夜間大学院は、

いずれも競争率が高いようである。

7) 大阪市立大学大学院経済学研究科

本研究科は、昭和61年度より、前期博士課程(修士課程)において、社会人学生の特例募集(5名)を行っているが、これは、他の社会人入学と趣きを異にしている。それは、「専門家社会人のための仕上げコース」として、出願資格として「満50歳以上の者」を条件として掲げている。

その「募集の趣旨」をみると、これまで開かれている社会人を対象とした大学・大学院のコースは、社会人の文化教養的向上の要望、官庁・企業の直接の実利的要望にに応じているが、これだけでは社会人の生涯学習としては、極めて重要な分野が見落とされているとして、「どのような社会人でも一定の職業分野で何十年かの社会活動を積み重ねて来た人は、その経歴をとおして現場の人間でなければえられない数々の経験と知見を蓄積してきたはずであります。それらの多くはアカデミックな学問経験では絶対えられないものであり、現代社会にとって極めて貴重なものでありながら、論文その他の形で公刊されないかぎり、本人とともに消えてしまいます。したがって、一定の専門分野で社会人として経験を積んできた人が、その職業生活の終わりにあたって、自己の専門的蓄積を生かしつつ、その成果を学問的にまとめて世に問うことを援助するコースを提供することは、

- i 入学生にとっては職業生活の仕上げとしての意味をもち、
- ii 社会にとっては貴重な職業経験をひろく生かすことになり、
- iii 大学にとっては異質かつ新鮮な学問的刺激を実務経験者から受けることになる、と考えられます。それが、われわれがこのコースを提供する意図です」としている。

入学者の専攻は、出願時に提出する「研究テーマの概要」を素材とした口述試験によって行われる。したがって「研究テーマの概要」は重要であり、「出願に際しての一般的注意」によると、受験者は、応募に先立って、同研究科の教員研究テーマと「著作リスト」(いずれも別冊になって閲覧可能)をよく研究し、できるだけその著書なども読んだ上で指導教官と研究テーマを決定することを「この過程がもっとも重要です」として勧めている。ちなみに、受験者は入学願書に研究指導を希望する教官の氏名とその担当授業科目を第3志望まで記入することとなっている。

入学後は、「研究テーマによっては外国語や数学が不必要なこともあります。経済学については経済学部卒以上の知識が必要であり、その不足している人は、入学後の学習で必ずそれを身につける覚悟が必要です。卒業のためには論文を提出して審査にパスすること以外に一定数のゼミに出席し単位修得することが必要であり、これらの点に関しては通常の入学生と全く平等にあつかわれますから御承知下さい」と記されている。

生涯学習時代の大学院の一つの可能性として、大変、示唆的であるといえる。

8) 横浜市立大学大学院経済学研究科・経営学研究科・社会人特別研究生

本制度の応募者は、自分の体験に基づく問題意識と本大学院所属の教員の研究テーマ(「教員ガイダンス」として配付される)等を勘案しながら予め研究テーマを設定し、研究計画をできるだけ綿密にして作成・提出することを求められる。書類審査による受験資格審査で許可された者は、

口述試験を受け、入学が決定される。入学後は、研究テーマにしたがい、単独ないし複数の指導教官の演習に参加することで研究を深め、研究論文を作成する。研究論文が合格と認められた者には、特別研究生としての研究証明書が学長から交付される。研究期間は、1年であるが、申請によって1年に限り延長できる。

(3) 社会人の大学院入学——博士課程——

大学院博士課程（後期）への社会人入学は、近年における技術革新の急速な進展の動き、独自の基礎研究の成果に基づく自主技術の確立という課題等に創造的に対応できる人材の養成、科学技術水準の向上に見合う研究者・技術者の再教育等の要請に応ずるものとしてクローズ・アップされてきた。それが本格化するのは、平成元（1989）年9月、大学院設置基準の改正により、博士課程の目的に社会の多方面で活躍しうる高度の能力と豊かな学識を有する人材の養成が付け加えられるとともに、入学資格、履修形態、教育方法、修業年限等の弾力化が図られ、大学院博士課程での社会人受け入れ体制が整備されてからである。文部省では、平成2年度から、地方国立大学大学院に博士課程の開設を進め、また新構想による独立大学院大学——北陸・奈良の先端科学技術大学院大学——の新設、独自の博士課程独立専攻——例えば、東大大学院工学系研究科超伝導工学専攻、先端学際工学専攻等——の新設を行っている。これらの多くは、工学系であり、特に技術革新の動きのなかでも先端的分野に関わるものである。これらの分野は官・民・学の関係者の関心が集中するところであり、その教育・研究のための協力体制が組みやすいところともいえる。

概して、博士課程での教育・研究指導は、基本的に、学生の自主的な研究活動を軸に進められるものであり、指導教官等の役割は、それがより効果的に行われるよう条件整備を図るとともに、その研究がより広い視野のもと、深い洞察力をもって進められるよう指導・助言を行うということになる。したがって、同課程の運営ならびに学生の研究指導にあたっては、各大学院の独自性が尊重され、また柔軟な対応が求められてくる。特に社会人学生への対応には、大学の判断によって、いく分の差異がみられるが、概して特別な配慮を行っているところが多い。

社会人の博士課程への入学の実情をみてみよう。まず出願にあたって、その資格を修士学位取得者に限定せず「大学卒業後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者」を当該大学院が修士課程修了者と同等と認定した場合、受験の機会を与えている。また入学後、指導教官とのミスマッチを防ぐため、事前に十分な情報を提供し、希望する指導教官と連絡を求めるところもある。選抜の際には、いわゆる学力試験を課さず、論文、研究計画書等による口述試験を主とする特別選抜を行うところが多い。入学後の履修形態をみると、必要な授業科目を特別時間割で開講し必要な教育・研究指導を受けられるようにする、研究テーマによっては企業等での研究成果を生かして、実際に大学で行う研究時間を少なくしても研究成果を評価し得るシステムを採り入れる、産業界の実態に即した研究センスを失わないように、大学に付置された地域共同研究センターをはじめ、官公庁または一般企業において計画・設計・研究等の実務研修として「学外研

修」1単位を必修として修得する。企業における機器を使用した方がよい教育・研究が行えると判断される場合には、これを積極的に利用し、その研究結果をもって学位論文の資料とすることを認める、といった特別な配慮がなされている。

博士課程修了のための条件をみると、設置基準では、修得単位数には、特に規定はみられないが、10単位前後の単位の修得を求めるところが多い。同課程に1年以上在学し、博士論文の審査に合格すれば修了と認められる。

社会人の入学状況をいくつかの例から見てみる。横浜国立大学では、昭和62年度から実施しているが、平成2、3年度は、それぞれ2名、4年度は4名、岐阜大学では、平成3年度開設、初年度、31名入学者のうち28名、4年度、22名中13名が、それぞれ社会人である。宇都宮大学は、平成4年度開設、33名入学者のうち24名が社会人である。東大の先端学際工学専攻は、平成4年度開設、入学者25名のうち在職者が15名である。これらの事実から、社会人の博士課程への入学希望はかなり強いことが推測される。もっともこの背後には、関係大学の先生がたの陰ながらの努力による掘り起こしがあったと思われる。

次に、社会人入学にウエートをおいた博士課程として独自の在り方を示すものとして、東大大学院工学系研究科先端学際工学専攻についてみてみよう。

同専攻は、平成4（1992）年4月、同大学先端科学技術研究センターを基盤に発足した博士課程独立専攻であり、「先端科学技術分野に関する萌芽的、先導的な教育・研究を目指し、主として社会人に対する再教育としての大学院教育を行うと同時に、既存の学部卒業生・大学院修士課程修了者・外国人留学生に対して従来型の大学院教育を行うことを目的」としている。ここでは社会人に「開かれた」大学が標榜されているが、そのための特別な配慮はされていない。というのも、ここでの「社会人」は、「実社会に出て改めて大学院レベルの知識と技術の必要性を実感し、再度大学院レベルの教育・研究を希望する」が、「これまでのところ、国内にそのような希望に応えうる受け皿がないため、欧米諸国に多額の生活費、研究費をかけて留学」していたような人びとを意味している。したがって「社会人に対する再教育」の場としての本専攻は、社会人としての経験を通して得られた「学際的」志向と鋭い問題意識に十分に対応しうる教育・研究指導を行う場といえる。

その第一期生をみると、入学者25名のうち、在職者15名、最高齢者64歳、最若年者23歳、平均年齢約34歳となっている。さらに興味深いことは、研究領域別に入学者をみると、工学系15名に対し、人文・社会科学系10名となっていることである。これは工学系の博士課程としては異色といえよう。

これは、同専攻が「インテリジェンス（知能）をもつ新たな機能材料の発見と開発、マイクロマシْنَを典型的な例とするエレクトロニクス技術やバイオテクノロジーと医学の知識が融合した極小生体デバイスの研究と開発、知識処理、伝達システムと都市や人間が居住する人工衛星などを結合した新たな巨大システムの開発と設計など」のまさに先端科学技術に関する工学系の教育・研究指導とともに、「これらの萌芽的・先導的研究の結果は社会そして人体をも含む人間その

ものに、これまでとは全く異質の極めて大きな影響を及ぼすため、その研究開発にあたっては社会的、経済的そして倫理的に慎重にその効果を考えなければならない」ことから、「特に科学技術の発展、その管理・政策、及び倫理上の問題に関する教育・研究指導、つまり、そのような研究そのものに関する研究（すなわち Research on Research）についての教育・研究指導の任に当たる『科学技術論・科学技術政策』の講座がおかれ、先端科学技術分野における独創的・創造的な研究者」だけでなく「広い視野に立つ先進的・国際的な研究・経営管理者（リーダー）、さらに先端的・学術的な政策立案者（テクノクラート）」の養成も図られている。したがって、ここでのカリキュラムでは、「必然的に工学系の各分野、さらには人文・社会科学系の分野をも含んだ学際的なものにならざるをえない。」ここでは、すべての学生は、必修科目として、「先端材料論」、「先端デバイス論」、「先端システム論」「先端科学技術・社会相関論」を履修することを求められている。

修了要件は、「本専攻に標準3年以上在学し、所要科目20単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格すること」となっており、他に比べて厳しいものである。在学期間については、設置基準により定められた例外的な取扱いがとられている。

厳しいアカデミックな雰囲気なかで、高度の社会人の再教育を行うことが本専攻のねらいとするところであろう。

【参考資料等】

筑波大学

「筑波大学の理解のために」文部省大学学術局、昭和48年4月。

鈴木久敏「社会人大学院で学ぶー筑波大学大学院の社会人受入れー」『教育と情報』平成4年4月号。

筑波大学大学院夜間修士課程案内 平成2年11月

筑波大学大学院経営・政策科学研究科 1991年

平成4年度大学院便覧 教育研究科カウンセリング専攻、経営・政策科学研究科経営システム科学専攻・企業法学専攻

平成5年度 上記専攻社会人特別選抜学生募集要項

埼玉大学

吉村 融「埼玉大学大学院政策科学研究科の試みから」『書斎の窓』No.334, 1984年5月。

「政策形成の科学化・最適化をめざして」 埼玉大学大学院政策科学研究科

横浜国立大学

横浜国立大学大学院国際経済法学研究科（広報誌No.1），1992年3月。

大学院国際経済法学研究科履修案内 平成4年度

同大学院国際経済法学研究科修士課程学生募集要項 平成5年度

同大学院開発協力コース履修案内

平成5年度同大学院工学研究科博士課程（前期・後期）学生募集要項

東京大学

淡路剛久・石井紫郎「となりの芝生 その6 一開かれた法学教育の庭」『書齋の窓』No.400, 1990年12月。

東京大学大学院法学政治学研究科修士課程専修コース

平成5（1993）年度同大学院同研究科修士課程（研究者養成コース・専修コース）学生募集要項

東京大学大学院工学系研究科先端学際工学専攻第1種博士課程 設置構想の概要

平成5（1993）年度同大学院同研究科同専攻入試案内書 第2種博士課程

平成5（1993）年度同大学院同研究科第1種博士課程学生選考要項

「大学院工学系研究科先端学際工学専攻の入学試験の結果について」1992年10月1日。

大阪市立大学

平成5年度 大阪市立大学大学院経済学研究科前期博士課程（修士課程）社会人学生の特例募集要項

同大学院同研究科前期博士課程社会人学生特例募集

同課程社会人特例募集出願者・合格者一覧表，同修了者一覧表

横浜市立大学

横浜市立大学平成5年度大学案内

平成5年度横浜市立大学商学部社会人特別選抜募集要項

平成5年度同大学大学院経済学研究科・経営学研究科社会人特別選抜要項（修士課程及び社会人特別研究生）

同大学院 教員ガイダンス

岐阜大学

平成5年度入学者選抜に関する要項 工学部夜間主コース推薦入学・社会人特別選抜要項

平成5年度大学院工学研究科博士（前期・後期）学生募集要項

平成5年度岐阜大学大学院連合獣医学研究科博士課程学生募集要項

平成5年度岐阜大学大学院連合農学研究科・後期3年だけの博士課程・学生募集要項

新潟大学

大学院便覧 平成4年度

平成5年度新潟大学大学院教育学研究科（修士課程）学生募集要項

宇都宮大学

宇都宮大学大学院工学研究科（博士前期課程）学生募集要項 平成5年度

宇都宮大学大学院工学研究科（博士後期課程）学生募集要項 平成5年度

平成4年度（第1回生）同課程入学者状況

総合研究大学院大学

平成5年度学生募集要項（博士後期課程）

北陸先端科学技術大学院大学

J A I S T 1990年

財団法人北陸先端科学技術大学院支援財団 平成3年10月

教官総覧 1992年

「北陸先端科学技術大学院大学の構想の概要について（最終まとめ）」 北陸先端科学技術大学院大学準備委員会，平成2年9月。

平成5年度 学生募集要項

日本大学

「官公庁・企業・教育機関等からの大学院学生（博士前期・後期課程）受入れにあたって」

日本大学大学院理工学研究科，平成3年11月。

【1993年度用 全国社会人のための大学案内】晶文社，1992年4月。

【リフレッシュ教育の実施状況】文部省高等教育局，平成4年11月。

III-3 社会人への学位授与

わが国では、学位授与機構が国立学校設置法に基づき平成3年7月1日に設置されたことにより、大学卒業生以外にも学位取得の途が開かれることになった。これは、高等教育段階の様々な学習成果や研究成果を評価して、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対し、大学に準じて学位を授与することを目的とする国の機関である。したがって、そこでは教育は行われず評価だけが行われるが、単位の累積等では大学とも深いかかわりがあるので、大学によらない社会人への学位授与に関する問題についても取り上げておくことにしよう。

(1) 学位授与機構による学位授与

学位授与機構の業務は国立学校設置法（第9条の4）により、①学位を授与すること、②学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと、③大学における各種の学習機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと、となっている。このうちの学位授与については、学校教育法（第68条の2）で次のように定められている。

国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第3章の5に規定する学位授与機構は、文部大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

1. 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士
2. 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の

法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

このうちの第2号は防衛医科大学校、防衛大学校、水産大学校、職業能力開発大学校などのいわゆる各種大学校に関する規定なので、ここではひとまずおくとして、第1号の学士の学位授与に話をしぼることにしよう。

学位授与機構は、この第1号の学士の学位授与について「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程」(平成4年1月14日の官報第819号で公示)を定め、学士の学位授与の要件を表Ⅲ-1のように示している⁽¹⁾。ここでいう基礎資格とは前出の短期大学若しくは高等専門学校卒業者若しくはそれに準ずる者を具体的に示したもので、基礎資格該当後の学修とは基礎資格を得たところで修得した単位に加算しなければならない単位数とその年限である。

表Ⅲ-1 学士の学位授与の要件

基礎資格を有する者の区分	学修年限及び単位数
修業年限2年の短期大学を卒業した者 高等専門学校を卒業した者 外国において学校教育における14年の課程を修了した者	2年以上にわたり 62単位以上
修業年限3年の短期大学を卒業した者 旧国立工業教員養成所を卒業した者 旧国立養護教諭養成所を卒業した者 外国において学校教育における15年以上の課程を修了した者	1年以上にわたり 31単位以上
大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者	左の大学に在学した期間及び修得した単位を含めて 4年以上にわたり124単位以上

また、短期大学等の卒業後に加算しなければならない単位についても、次のように定めている⁽²⁾。

1. 大学の単位

- (1) 科目等履修生として修得した単位
- (2) 大学の学生として修得した単位
- (3) 大学院の学生として修得した単位

2. 短期大学・高等専門学校の専攻科のうち学位授与機構が認定した専攻科の単位

3. 大学専攻科の単位

しかも、表Ⅲ-1に示された単位数のうち16単位以上は大学(大学院を含む)で修得しなければならないとされている。

学士の学位授与には、上記のような単位の審査のほか、学修成果(専攻に係る特定のテーマについてのレポート)の審査と原則として小論文で課せられる試験があり、それらを合わせて総

表Ⅲ－２ 学士の学位に付記される専門分野の名称

文学	教育学	神学	社会学	教養	学芸
社会科学	法学	政治学	経済学	商学	経営学
理学	薬学	看護学	保健衛生学	鍼灸学	栄養学
工学	芸術工学	商船学	農学	水産学	家政学
芸術学	体育学				

(ただし、これは当面のものである。)

合的に可否の判定が行われることになっている。そして、合格した場合には、表Ⅲ－２に示した専門分野の名称が付記された学士の学位が授与される。

(2) 科目等履修生制度の拡充

学位授与機構の設置により社会人への学位授与の途は広がったが、すでに述べたように、学士の学位を取得しようとするれば、大学で16単位以上の単位を修得しなければならない。その多くは科目等履修生として修得することになると思われるので、今後は大学側でもこの制度の拡充を図る必要がある。

その際問題となるのは、まず第一に科目等履修生の受け入れの可否をどこで判定するかということである。これについては、大学側の施設・設備やスタッフ数等の問題もあり、いちがいには決められないであろう。ただ、生涯学習への対応という点からみれば、可能な限り門は広く開くように努めるべきであろう。

現在のところでは、履修申請のあった段階で書類や面接による選考を行うか、申請のあったものはごく形式的な書類審査を行うだけで問題がなければ受け入れ、単位認定をしっかりと行う、といった方法が考えられる。しかし、学問の性格や科目の形態（講義・演習・実験・実習など）の違いで事情は異なるので、学部や学科レベルでの検討が必要であろう。

問題の第二は、実験・実習のように施設・設備やスタッフの面から、受け入れ数が自ずと制限されてしまう科目の受け入れをどうするかということである。短期大学や高等専門学校がその卒業生のために特定大学と連携協力体制を作ればこの問題は解決できるであろうが、それ以外の一般的な科目等履修生の場合には、実験・実習の単位を修得できない事態が生ずるおそれがある。表Ⅲ－２を見てもわかるように、実験・実習を必要とする専門分野も多いのである。これについては、当然のことながら需要の多い科目の増設が考えられる。恒常的に需要がある場合には、そのような措置も講ずべきであろうが、問題は希望者が少数であるにもかかわらず、施設・設備の関係でそれを受け入れることができない場合である（それが一番多くなるのではないかと予想される）。

おそらくこのような科目は限定された一部の科目であろうから、その場合には、専門的な公開講座の学習成果の評価を大学の単位として認めるといった方策を考えざるをえないであろう。この点につき、中央教育審議会答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革」（平成3年）は、大学の公開講座で一定水準以上のものについては大学の単位に認定することを検討すべきだとし

ているので、その実現へ向けての検討が行われるよう要望する。

(3) 学位授与機構への要望

大学の公開講座の学習成果の評価を大学の単位として認める途が開かれれば、学位授与機構でも、そのような途が開かれて然るべきであろう。もしそのようになれば、学位授与機構への申請にあたって大学で履修することとされている16単位以上のうちの一部に公開講座の評価を含めることが考えられる。それにより学位取得希望者への門は現在よりも広くなるに違いない。このことについては、学位授与機構にあっても積極的に検討されることを要望しておきたい。

(4) 情報提供のネットワーク化

社会人への学位授与に関しては、情報提供のネットワーク化を図ることも重要である。学位授与機構の業務には大学における各種の学習機会に関する情報の収集・整理・提供が含まれているが、そればかりでなく、学位授与機構と各大学、都道府県の生涯学習推進センター等をネットワーク化し、科目履修等についての情報を入手しやすくする必要がある。

具体的には、今後、国立大学に生涯学習教育研究センターが整備されていけば、それらと学位授与機構をネットワーク化することが考えられる。また、都道府県の生涯学習推進センターとの関係については、生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」（平成4年）で提言された全国的な生涯学習推進のためのセンター機能に全国的な生涯学習情報の収集・提供が含まれており、全国の生涯学習情報のシステム化に関する調査研究も進んでいるので、そのセンターを通して情報を提供することができるようになることが期待される。

また、生涯学習審議会答申は、既存の全国的な施設等の機能も活用して上記のセンター機能を整備すべきだとしているので、これを通して大学入試センターのハートシステムをはじめとする各方面の情報システムをネットワーク化することも考えるべきである。

このような情報提供のネットワークは、できるだけ多くの情報を提供できるようにした方がよいので、さらに、公私立大学や短期大学、高等専門学校とも結んで、科目履修に関する情報だけでなく、専攻科の情報や公開講座の情報なども収集・提供できるようにすることが望まれる。

〔参考資料等〕

- (1) 学位授与機構「短期大学・高等専門学校卒業者等が開かれた新しい学士への途」4頁、平成4年9月。
- (2) 同、3頁。

III-4 社会人のための教育課程

大学で社会人を受け入れる際に問題となるのは、入試や受け入れ定員等の制度的な問題ばかり

ではない。社会人のための教育課程をどのように編成するかということも、問題となるのである。ここではその基本的な問題や産業界のニーズへの対応といった問題を取り上げておきたい。

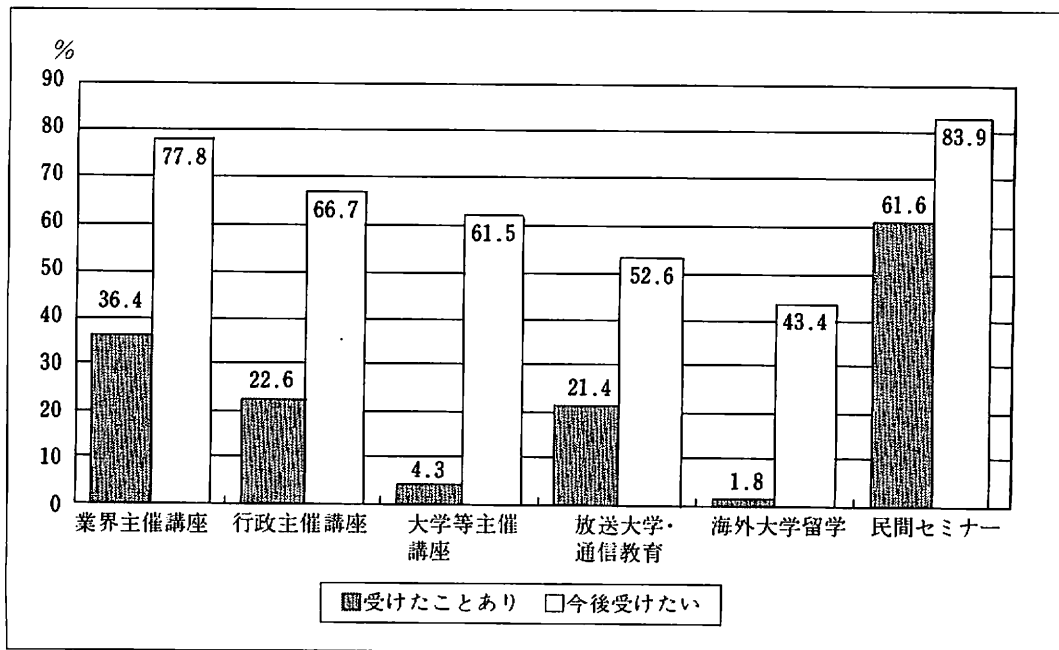
(1) 併行型の教育課程への転換

従来の大学教育は、社会的要請や学問的要請に基づき、若年層を対象とする一種の準備教育を行ってきた。今日でも、わが国の大学ではそれが中心であるといつてはば間違いないであろう。その場合には、まず知識・技術を体系的に教え、その上で応用能力の育成を図るとというのが教育課程編成の一般的なパターンであった。

今後も若年層の準備教育がなくなるわけではないから、このような教育がなくなることはないであろう。実は社会人の教育であっても、転職や再就職、あるいは定年後に改めて興味・関心のある学問領域の勉強してみたいというような目的で大学に入ろうとする場合には、若年層と共にそのような教育を受けることでよいのである。

問題となるのは、現職教育の一環として大学教育を利用する場合である。現職教育では仕事ですぐに役立つ知識・技術中心のプログラムを編成するが、これまでの大学教育における準備教育型の教育課程では、そのような編成はできないし、スタッフ側もそのような教育に慣れていない。

図III-1 企業従業員の受けた教育の実際と希望



国立教育研究所（企業・従業員調査研究班）「職業生活の中の学習」企業及び従業員の教育訓練・研修に関する調査報告書（従業員調査の部）平成4年3月，同研究所。

調査時期：平成3年7月～8月

調査対象：全国企業の従業員

サンプル抽出：前出の1,500社各8人を年齢階層別に抽出するように依頼（有意抽出）計12,000人

回収数：2,042人（17.0%）

調査方法：郵送

そのためであろうが、社会人技術者再教育のセミナーで大学主催のものへの評価はあまり高くない(表III-3)⁽¹⁾。しかし、大学のセミナーを充実させてほしいという期待には大きなものがあり(表III-3)、大学主催の講座受講の希望もある(図III-1)⁽²⁾。

このような期待や希望に応えようとするれば、大学は従来からの準備教育型教育課程に現職教育型教育課程を加えた併行型の教育課程を編成しなければならないであろう。それは、そう簡

表III-3 社会人技術者再教育のための各種セミナーの評価

○外部団体主催セミナーと自社等主催セミナーでは、どちらが優れているか。	
外部団体	74.0%
自社等	26.0%
○外部団体の主催するものうち、いずれの主催のものが優れているか。	
営利団体	45.5%
非営利団体	42.2%
大学等	12.3%
○外部団体の主催するものうち、いずれの主催のものを今後充実させてもらいたいのか。	
非営利団体	47.4%
大学等	46.4%
営利団体	6.2%

(社)日本工業教育協会「社会人技術者再教育に対する産業界のニーズ調査(文部省委託)」

表III-4 大学等の改革に対する企業の希望

順位	改革希望事項	希望する(合計)	左のうち強く希望する
1	職業人講座の多様化 (職業や資格に関連する多様な講座の開設)	73.2%	24.0%
2	短期集中講座の開設 (大学・大学院の正規の課程の他に短期集中講座の開設)	65.1%	16.9%
3	夜間・週末講座の開設・拡充 (夜間や週末に更に多くの講座の開設)	62.6%	16.9%
4	社会人受け入れ枠の拡大 (大学・大学院の正規課程への社会人受け入れ枠の拡大)	51.5%	11.2%
5	受託研究員制度の拡充	51.4%	16.6%
6	単位累積システムの確立 (単位を累積して資格や学位を取得するシステムの確立)	47.6%	12.1%
7	企業への出張講座の開設	43.1%	9.6%

国立教育研究所(企業・従業員調査研究班)「職業生活の中の学習」企業及び従業員の教育訓練・研修に関する調査報告書(企業主調査の部)平成4年3月,同研究所。

調査時期:平成3年7月~8月

調査対象:全国の企業

サンプル抽出:帝国データバンク社の全国企業データベースより1,500社を層化抽出

回収数:313社(20.9%)

調査方法:郵送

単なことではない。

例えば、企業やその従業員からは次のような要望が出ている。まず企業側からは、社会人受け入れ枠の拡大や受託研究員制度の拡充にも増して職業人講座の多様化や短期集中講座の開設、夜間・週末講座の開設・拡充への希望が多い（表Ⅲ－４）⁽³⁾。

一方、企業の従業員側の希望をみると、民間のセミナーや業界主催講座への参加希望に比べ、大学・専門学校のセミナーへの参加希望はやや少なく、大学・大学院の学生・研究生の希望はさらに少ないが（表Ⅲ－５）⁽⁴⁾、大学開放への要望では、企業側と同じく職業・資格講座、短期集中講座、夜間・週末講座の開設を要望する者が多くなっており、また社会人の正規課程への受け入れや単位累積加算システムを確立することへの要望もそれらに次いでいる（表Ⅲ－６）⁽⁵⁾。

このように要望や希望の多い各種講座の内容は実務的な知識・技術ということになるし、教育方法についても、小グループでの討議、実習、研究発表等を多く取り入れることを希望している。このような現職教育型の教育はテーマも実践的で、学問の論理によって組み立てられた準備教育型の教育課程になじんできたスタッフにとっては、あまり雑然としていてつかみどころがなく、その学問的基盤も弱いようにみえるに違いない。しかし、それには問題解決型の論理の組み立てもあるのである。

表Ⅲ－５ 受けた教育訓練（従業員）

	強 く 希望する	ある程度 希望する	全 く 希望しない
業界主催講座	25.2%	52.6%	22.2%
行政主催講座	12.2%	54.5%	33.3%
大学・専門学校のセミナー	16.9%	44.6%	38.5%
大学・大学院の学生・研究生	15.7%	31.5%	52.8%
大学・大学院の受託研究員	7.0%	23.5%	69.5%
通信教育講座	7.8%	44.8%	47.4%
海外留学	16.1%	27.3%	56.7%
民間セミナー	30.4%	53.5%	16.1%
公的な職業訓練	6.8%	31.1%	62.1%
先進企業視察	47.8%	35.2%	17.1%

（国立教育研究所調査）

表Ⅲ－６ 大学開放への要望（従業員）

	強 く 希望する	ある程度 希望する	全 く希望 しない	どちらとも いえない	不 明	合 計
社会人正規課程受入	25.2%	44.1%	6.5%	21.1%	3.1%	100.0%
受託研究員制度拡充	11.3%	38.7%	10.0%	35.4%	4.7%	100.0%
短期集中講座開設	29.9%	41.8%	6.3%	18.7%	3.2%	100.0%
夜間・週末講座開設	27.0%	41.3%	8.8%	19.3%	3.0%	100.0%
大学の出前講座開設	15.4%	36.6%	16.8%	27.2%	4.0%	100.0%
職業・資格講座開設	30.0%	47.1%	6.1%	14.0%	2.9%	100.0%
単位累積システム確立	25.9%	35.3%	11.3%	23.9%	3.6%	100.0%

（国立教育研究所調査）

すでにアンドラゴジー (andragogy, 成人の教育学) が主張しているように、成人の場合にはそれぞれの経験をベースにした学習の方が効果的であるし、学習結果を直ちに仕事や生活に生かすべく問題解決型の学習をしようとする。これからの現職教育型の大学教育にあっては、そのような成人の学習特性も考慮する必要がある。

わが国の大学にあっては、今後、現職教育を教育課程に組み込む傾向が強まるであろうが、それを取り入れた併行型の教育課程の編成をすることは楽ではないであろう。また、たとえ編成したとしても、それが軌道に乗るまでにはかなりの時間を要するであろう。しかし、仕事の必要上から大学へやってきた社会人は、教授陣にも大きな刺激を与えるというメリットがあることを付け加えておきたいと思う⁽⁶⁾。

(2) 産業界のニーズへの対応

現職教育型の教育課程を考える際には、特に産業界のニーズに配慮する必要がある。表III-7は企業側の希望を示したものであるが⁽⁷⁾、これによると技術教育関係の希望が多く、それに国際化の問題や管理関係の教育訓練が希望の中心となっている。その具体的な内容は業種によっても異なるであろうが、国立教育研究所調査の自由回答の記述にその一端をみることができる(表III-8)⁽⁸⁾。

これは企業が大学に求める教育内容の例にすぎないが、現在の大学における準備教育的な教育課程では対応しきれないものがかなり多いといえるであろう。例えば、経営・管理関係でも、ビジネススクール・レベルの教育を期待されれば、それなりの教育課程を新たに設けなければならないであろう。最先端の技術教育はいうまでもなく、教養的な面での人間性向上や生涯設計でさえ、企業が期待する教育を行おうとすれば、これまでの大学の教育課程では応えきれないように思われる。

企業の従業員が大学に希望することも、職業上の実務的な学習に関しては、企業側とはほぼ同様の傾向を示している。表III-9⁽⁹⁾は、表III-8と同じような例にすぎないが、ここでも現職教育についての希望が極めて実務的で、これに対応しようとするれば準備教育型の教育課程とは別のプログラムを用意しなければならないであろう。

ただし、教養的な学習面での大学への希望は、当然のことながら必ずしもそうではない。表III-

表III-7 企業から大学への委託希望の高い教育訓練

順位		希望の割合
1	ハイテク・新技術教育	62.0%
2	技術中上級教育	55.3%
3	技術基礎教育	51.8%
4	国際化教育	49.2%
5	システム・エンジニア教育	45.0%
6	管理中上級教育	41.5%

(国立教育研究所調査)

表Ⅲ－８ 大学に求められている教育内容（企業）

（自由回答）

1. 技術教育
1-1 技術基礎教育
1-2 技術拡充・複合化教育——省力化技術，メカトロニクスなど
1-3 ハイテク，先端技術教育——バイオなど
2. 情報化関連教育
2-1 O A教育
2-2 システム・エンジニア教育——ソフトウェア工学，システム工学など
2-3 情報管理，計数処理教育
3. 国際化関連教育
3-1 外国語教育
3-2 国際人養成——異文化，歴史，国際関係，複眼思考など
4. マネジメント教育
4-1 マネジメント基礎教育——管理一般
4-2 上級マネジメント教育——MBA（ビジネススクール）レベル
5. その他専門教育
5-1 法務，契約
5-2 税務，財務
5-3 マーケティング
5-4 行動科学
6. 一般教養など
6-1 一般教養・人間性向上
6-2 生涯設計

（国立教育研究所調査）

表Ⅲ－９ 実務的職業学習（従業員の大学に対する希望）

（自由回答）

分類	キーワード	具体的記述及び記述数
階層別学習	管理職教育(12)	管理者教育・管理技術(4) 組織論(2)，マネジメント(3)，人材育成(2)， 人事管理(1)
職種別学習	マーケティング(11)	マーケティング・エリアマーケティング(11)
	O A関連(7)	O A教育(4)，情報処理(3)
	その他(4)	貿易実務(1)，簿記会計(2)，ディール(1)
専門技術学習	専門技術(28)	先端技術・ハイテク技術(7)，SE(6)， コンピュータ言語・技術(3)，CIM(2)， 電気・電子分野(6)，建築設計(1)， 製造技術(1)，窯業技術(1)， WS (UNIX, LAN 等)(1)
その他	実務に関するもの(45)	業務に関連するもの(34) 実践的なもの(8) 実際に対応したもの(3)

（国立教育研究所調査）

10⁽¹⁰⁾にもあるように、従来の準備教育でもかなりのものには対応できるであろう。しかし、その中の生活教養であげられているようなものには、従来の準備教育型の大学教育では対応できないものがかなりある。ただ、そのような希望への対応を正規の大学教育の中で行うべきかどうかは問題で、むしろ公開講座やエクステンション事業の方で対応すべきものが多いように思われる。

このようにみえてくると、企業や従業員のニーズへの対応は、現在の大学側の体制ではかなりむずかしいであろう。大学の抜本的な改革の問題はしばらくおくとして、現在可能性のあるのは要望も多い職業人向けの講座・セミナーの開催、夜間コース、短期集中コースなどの開設である。

表III-10 教養学習（従業員の大学に対する希望）

（自由回答）

分類	キーワード	具体的記述及び記述数
語学	外国語学習(30)	外国語・語学(20), 英語・英会話(8), ドイツ語(1), 社会言語学(1)
職業 関連 教養	経済学(22)	経済学(6), 経済(4), 政治経済(5), 金融(4), 会計学(1), 財政学(1), 交通経済論(1)
	法律(15)	法律(8), 商法・税務等(4), 会計法(1), 労働法(1), 民法(1)
	法律・経済(7)	法律・経済(7)
	経営(18)	経営(16), 経営工学(2)
	心理学(10)	心理学(8), 産業心理学(2)
	歴史(21)	歴史(3), 日本史(6), 世界史(4), 経済史(1), 社会思想史(1), 考古学(1)
	文学(6)	文学(1), 日本文学(1), 日本中世文学(1), 児童文学(1), 中国古典文学(1), 英文学(1)
	教育学(19)	教育学(1), 国際化教育(14), 生涯学習・生涯教育(4)
	哲学・宗教・文化等(19)	哲学(1), 宗教(3), 文化人類学(1), 国際関係論・地勢学(2), 比較文化論(1), その他の教養(11)
その他(5)	統計学(2), 化学工学(1), 天文地球物理学(1), スポーツ学(1)ほか	
生活 教養	生涯設計(7)	生涯設計(3), 老齡化・第2の人生対応教育(4)
	趣味(8)	趣味・趣味を生かしたもの(5), 芸術的内容(2), 料理(1), 俳句・連句(1)
	人間性(4)	人間性を高めるもの(2), 人生訓(1), 徳育・道徳(1)
	その他(7)	世界情勢・世界平和(2), 環境問題(1), 不動産教養(1), 話し方(1), 健康増進(1), 文章の書き方(1)ほか

（国立教育研究所調査）

表III-11 社会人技術者再教育のための夜間コース・夏期研修コース開設に対する大学の意見

開設したい、検討したい、基本的に賛成	17.5%
他と協力して実施したい、検討したい	19.0%
条件が整えば可能である	8.9%
開催するなら夏期である、夜間は無理である	13.9%
否定的、予定なし	27.9%

(注)日本工業教育協会「大学等における社会人技術者再教育の実施状況に関する調査（文部省委託）」

しかし、社会人技術者再教育のように、大学でセミナー等も開かれることが多い領域においてさえ、表III-11⁽¹⁾に示したように、大学側は夜間コースや夏期研修コースの開設にそれほど積極的ではない。開設したいとするところ、あるいは検討したい、基本的に賛成というところも17.5%となっているが、否定的ないしは予定なしのところは27.9%で一番多いのである。

企業の側にしても、大学への要望はあるが現在の大学の体質では受け入れられないであろうとの見方がかなりある。大学が社会人を受け入れる中で産業界のニーズに対応しようとするれば、やはりそれなりの改革が必要となろう。

そのような改革としては、当面、次のようなことが考えられるであろう。

まず第一に、現職教育型の教育課程にあつては、夜間・週末コース、短期集中コース、通信教育コースを組み合わせるといった柔軟な教育形態を作り出すことが考えられる。そこでの学習成果の評価は、正規の大学の単位とすることも必要である。

第二に、公開講座として現職教育用の実務講座を開設し、一定水準以上のものは、その学習成果の評価を正規の大学の単位に転換する途を開くことが考えられる。この単位転換については、前述のように関係各方面での検討が必要である。

第三に、上述のような夜間・週末コース、短期集中コース、通信教育コース、公開講座の担当を従来の大学教育での授業担当と同等に数える必要がある。これはそれらの担当者の負担過重を避けるためである。

第四に、現職教育のためのスタッフとして、実務家を増強することも必要である。そのためには、教員の採用基準の見直しを行わなければならないこともあるであろう。

これらの中にはすでに実施されているものもあるが、担当時間数の中に公開講座の担当分を加えることひとつをとってみても、その実現はそう簡単ではない。しかし、これからの大学の在り方を考えると、門を広く社会に開く必要があり、そのための改革を出来るところから進めていく必要があるように思われる。

〔参考資料等〕

- (1) 文部省「大学等における社会人技術者再教育に対する産業界のニーズに関する調査研究」による。(資料提供は文部省)

この調査は平成2年度に(社)日本工業教育協会に委託して行われたもので、会社

四季報，同未上場会社版に取り上げられている企業を対象とした全数調査である。回収率は16.6%（827社）であった。

- (2) 国立教育研究所『職業生活の中の学習』（従業員調査の部）12頁，平成4年3月。
- (3) 国立教育研究所『職業生活の中の学習』（企業主調査の部）93頁，平成4年3月。
- (4) 前掲『職業生活の中の学習』（従業員調査の部）42頁。
- (5) 同，57頁。
- (6) 併行型教育課程については，山本恒夫「生涯学習社会と専門教育」（筑波フォーラム No.26，1988年3月，筑波大学，所収）を参照。
- (7) 前掲『職業生活の中の学習』（企業主調査の部）98頁。
- (8) 同，108頁。
- (9) 前掲『職業生活の中の学習』（従業員調査の部）68頁。
- (10) 同，66～67頁。
- (11) 文部省「大学等における社会人技術者再教育の実施状況に関する調査研究」による。
（資料提供は文部省）

この調査は平成2年度に（社）日本工業教育協会に委託して行われたもので，理学，工学，農学，薬学系の大学等を対象としている。回収率は80.6%で，回収数は208大学等の490部局であった。（またこの調査は理工農薬系の学協会に対しても行われている。学協会の回収率は55.1%，回収数は151であった。）

III-5 生涯学習教育研究センターと地域社会との連携・協力

(1) 生涯学習教育研究センターの意義

すでに100年以上もの大学開放の歴史を誇る英米では，大学開放を専門的に実施する独自の機関が発達している。しかも，それが先進的なところでは，表III-12の米国の事例からも明らかのように，学部レベルにまで発展している⁽¹⁾。それに比べ，わが国の国立大学の場合は，大学開放を実施する生涯学習教育研究センターの歴史も浅い。生涯学習教育研究センターの設置議論は，近年になって，おりからの生涯学習時代の到来に呼応してやっと高まりをみせてきているにすぎない。

そもそも生涯学習教育研究センターとは，大学が研究，教育と並んで第3の機能を果たすための中心的な機関といってよい。したがって，生涯学習教育研究センターは，学習機会の幅広い提供に関わるあらゆる機能を全学的に統括し，社会人・職業人・技術者に対し，広く大学を公開していく役割を果たさなければならない。近年，大学は公開講座，リカレント教育など，各種の事業を営むようになってきている。これらの諸事業を場合によっては総合的に実施するのも生涯学習教育研究センターの任務と見てよい。そのために生涯学習教育研究センターは，出来得れば学部付置でなく全学的に設置するのが望ましい。

旧来のようにややもすれば分散的ではなく，統合的に実施するところに生涯学習教育研究セ

表III-12 米国における大学開放の発展段階

	「学部従属」段階	「自治」段階	「統合」段階	「融合」段階
大学開放の創始年	1946年以後	1929年～1946年	1929年以前	1929年以前
学内での位置	低い 公的認知なし	低い	既存学部と同等	既存学部と同等
他学部からの評価	否定的（とくに一般教養学部・工学部）	独立をめぐる一般教養学部から反発	全学的支持	全学的支持
学長の大学成人教育観	営利事業とみなす （成人教育機能を特別視）	営利事業もしくはPR （同左）	大学目的に包摂 （既存学部と同一視）	特別な使命観 （成人教育機能を重要視）
予算規模	独自予算なし～ 5万ドル	5万～50万ドル	50万～100万ドル	100万ドル以上
指導原理	なし	インフォーマル	インフォーマル もしくはフォーマル	フォーマル
管理者	兼任ディレクター （管理権は所管学部 長に帰属）	専任ディレクター	専任ディレクター もしくは専任ディーン	専任ディーン
専任スタッフ	なし	プログラムのスタッフ 少数の教授スタッフ	プログラムスタッフ 教授スタッフ	教授スタッフ 研究スタッフ

創始年とは、各段階が最初に観察された時を示す。

センターの特色があり、存在意義があると考えられているからである。このような統合型のメリットとしては、①学内の関係スタッフを全学的に結集できる、②その結果、プログラムの多彩化を図ることが可能となる。③統合化が進めば、大学側の窓口が一本化され、外部との連携がとりやすく、協力体制も整備しやすい。④受講希望者や受講者に対して大学の事業を全学的に見渡して情報提供や学習相談などの学習支援活動を進めることが可能となる。⑤その結果、カウンセリングも行き届き、受講者のニーズに、より適合したコースの選択が可能となるであろう。このように様々なメリットが指摘できるが、何よりも地域住民の生涯学習需要を組織的に汲み上げ、組み込んで全学的に対応できる点にセンターの強みがあるといつてよい。

これら各種のメリットをさらに活かすためにも生涯学習教育研究センターは地域社会との連携協力の促進機関としての役割を果たすことがこれまでも増して強く求められているといえよう。今日のように地域住民や一般社会の多様で高度な学習需要には、もはや単独の機関では対応に限界があり、したがって各種の機関の連携協力が不可欠だからである。同様な趣旨から、第14期中央教育審議会の答申「生涯学習の基盤整備について」（平成2年）も生涯学習教育研究センターと生涯学習推進センターとの連携を打ち出している。ちなみに後者の生涯学習推進センターは都道府県が設置するもので、昭和40年代後半以降に市町村をベースとする公民館よりも、より広域的かつ総合的な事業を実施する社会教育施設として出現したものである。一方、前者は、上述したように高等教育の機能をより積極的に社会人に開放することを目的とし、国立大学の場合、「生涯学習」を冠したこの種のセンターの設置は、平成3年以降である。なお、この種のセンターについては、大学・短期大学などが、地域の学習需要を考慮しながら自主的に開設することが提

案されている。

(2) 生涯学習教育研究センターの設置

現状では生涯学習教育研究センターまたは類似施設を設置している大学は7校である。それは、国立大学全体からみると10%にも満たず、ごく一部にすぎない。したがって、当面、未設置の大学の解消を早急に進めていくことが緊要である。生涯学習時代に大学が対応するためにも拠点としての生涯学習教育研究センターの設置が不可欠だからである。

上述の中教審答申でも謳われているように、当然のことながら各大学が自主的判断に基づいて生涯学習教育研究センターを設置していくわけであるが、その際、旧来のような小規模のものでなく、今後の学習需要の増大、学生数減少に伴う社会人入学者の拡大等の必要性などの事情に鑑み、拠点大学方式で既存のものよりも大規模なものを設置するのが望ましい。将来的には、資格や学位の取得につながるキャリア型の学習にも対応可能な欧米並の社会人継続教育学部なども構想していくべきであろう。

(3) 今後の課題と改善策

1) 生涯学習教育研究センターの機能拡充

生涯学習教育研究センターは、大学が社会的サービスを遂行するために生涯学習に関わる研究を行い、それを踏まえて学習機会の提供事業を推進する機関である。まず、生涯学習に関する研究としては、例えば次のような領域があげられよう。①生涯学習の理論・歴史等の研究、②生涯学習プログラムの研究開発、③生涯学習経営学に関する研究、④学校外教育に関する研究、⑤女性の生涯学習に関する研究、⑥教育老年学に関する研究、等。なお、これらの研究領域は地域の実態に即して、具体的な研究課題を中心として分類することも可能である。

次に、学習機会の提供事業については、例えば、①公開講座の拡充、②リカレント教育の実践、③大学開放推進事業、④指導者の養成・研修、⑤放送大学との連携事業、⑥生涯学習のまちづくり及び地域活性化に関する事業、⑦その他諸々の学習活動支援事業（学習情報ネットワークの構築等）等。この中でまず①については、量質両面の拡充を図っていかなければならない。現状のままでは、地域の生涯学習推進センターや民間のカルチャーセンター等で住民の高学歴化、学習ニーズの高度化に伴ってますます大学公開講座と同レベルのものが実施される可能性が高まっているので、先行きは必ずしも楽観できないからである。そこで、生涯学習教育研究センターを設置し、地域の生涯学習推進センターや民間のカルチャーセンター等で対応できない地域住民の生涯学習需要や公開講座を担当する大学教官や地域の人材に関する調査を行い、その結果を踏まえて開設講座数の量的拡大を図る必要がある。さらには、放送大学や地域の生涯学習施設とのネットワークにより公開講座型の学習機会を拡充させることができよう。特に、施設間ネットワーク事業の一環として地域内の他大学や短大、さらには生涯学習推進センター等と連携、協力して公開講座ネットワークシステムを組織化すれば、講座の事業内容を、基礎的なものから高度レベル

のものまで編成でき、それとともに、講義方法も、一般講義から演習方式・視聴覚方法・調査法などの導入を図るなど多面化し、講座の質的拡充につながるであろう。そうなれば、大学の正規の単位への互換も可能となるであろう。次に、②については、産業界、行政組織とも協同して、社会人のリカレント教育を企画・運営する。③については、生涯学習教育研究センターが、大学・短大の地域における対応について調査・研究し、大学開放を推進する。あわせて地域共同研究センターとも連携し、大学の地域研究の推進を図るとともに、国際的・地域的研究の公開・交流の研究機会（公開シンポジウム、国際交流イベント、地域研究の出版）を拡充していく。さらに、生涯学習時代の新しい大学像や機能研究も推進する。生涯学習教育研究センターは、生涯学習への大学の貢献（科目等履修生制度など）にかかわって地域との窓口機能も果たす。④については、生涯学習に関わる官民両面の指導者の養成・研修を行う。社会教育主事、学芸員、司書の養成・研修事業はいうまでもなく、校外教育、生徒指導に関わる教員の研修事業にも取り組む。⑤については、放送大学への地域的援助、例えば、地域のビデオ学習センターとの連携を図るとともに、将来は、生涯学習教育研究センターも地域における遠隔教育の機能も具備し、社会人の「単位」修得制度の拡充を図る。⑥については、地域における生涯学習の振興を目指して、まちづくりや地域活性化のための各種の事業を推進し、地方自治体とも共同して地域のリーダーの育成にも寄与する。⑦については、生涯学習教育研究センターを中心とする事業の推進をサポートするシステムを構築する。それには、学習情報の提供や学習相談にかかわるネットワークシステムの構築も含まれる。さらに、生涯学習推進センターとも連携し、生涯学習情報ネットワークを拡大し、地域社会における総合的な学習情報システムの構築に寄与する⁽²⁾。

2) 教職員の確保

多くの大学の生涯学習教育研究センターでは専任の教員は1名程度の助教授しか配置されていない。教授や講師、助手は学内併任に留まっているのが現状である。ところが、おりからの生涯学習熱の高まりの中で、たいいていの生涯学習教育研究センターでは受講者は漸増傾向をみせている。しかし「これ以上講座を増やすことは人的にも経費上も容易ではない」という関係者の声が上がっている。ここで浮上してきているのが生涯学習教育研究センターの要員確保の問題である。特に事務官については度重なる定員削減の煽りで学内措置で配置することも難しい現状にあり、定員も認められていない大学が多い。さらに、土曜閉庁や夜間勤務に伴う振替休日の扱いなど、勤務体制の問題などもある。

こうした限られた経営与件の下で、大学として生涯学習に責任を果たそうとすると、様々な工夫と努力を要する。パートタイム職員の活用も一つの解決法であろう。さらには、地方公共団体の学習需要に応じた事業を行っているので、地方公共団体からの出向なども仰ぎ、地方公共団体と連携・協力して事業を推進していくことも検討課題である。勤務体制については、休日、夜間勤務に対する振替休日が保証されるよう勤務時間の弾力化を図っていく必要がある。これらの施策も重要であるが、ここでは新しいタイプの要員としてディレクターの配置を特に提言しておきたい。

① ディレクターの配置——一つのアイデア——

これまで生涯学習教育研究センターの教職員といえば、教官か事務官が配置されているにすぎなかった。このため教官は、ある場合には事業の企画・運営者として、またある場合には自ら teaching staff や研究者の役割もこなしてきた。職員は事務的職務に従事してきたわけである。したがって、事業の拡大は、教職員側の一方的負担増という形で担われてきたわけである。しかし、この方法では専任の教職員増が見込めない現状では、もはや限界にきているといつてよい。このような事態を改善するためには、今後、teaching staff と事務職の中間的スタッフとしてのディレクターを充実させる必要がある。ディレクターは、大学生涯学習主事といつてもよく、プランナー、プログラマー、プロデューサーとして企画、調整、運営などの役割を担当する。

このようなディレクターが整備されればセンターの大幅な機能アップが期待できよう。そこで、ディレクターを専門的に養成して配置することも一つの方法であるが、当面、地域の生涯学習推進センターなどと連携して社会教育主事経験者の出向を要請し、ディレクターとして位置づけていくことも検討していかなければならない。

② 全学的協力体制の整備

現状では最大規模の生涯学習教育研究センターでも6名というように教職員数が少なく、公開講座の実施が手いっぱいだとされている。今後、リカレント教育を推進するためにも職員の確保が大きな問題である。その解決の一方法として、上で地方公共団体からの出向者をディレクターとして位置づける方法を提言したわけであるが、それと並行して教員の確保についても検討していかなければならない。生涯学習教育研究センターの専任教員が、既述したように平均的には助教授1名という現状では全学的に協力体制を整えなければ事業は実施できない。

今後、旧来のようなソシアルライフ型（趣味・教養指向の消費型の学習）だけでなく、キャリア型（職業指向の投資的学習）も含む大掛かりな公開講座を進めていくためには相当数の教員の協力をとりつけなければ実施は難しいが、その意味でも常時教員の協力をスムーズに引き出せるような学内連絡会議の設置など、全学的な協力体制を整備していくことが緊要の課題といえよう。

全学的な協力体制を整備するにあたって、一般の教員が新たな負担となる任務を積極的に引き受けるかどうかといった問題が立ちはだかる。大学の第3の機能に対する各人の責務を認めようとせず、本務とは関係のない、むしろ、研究教育に支障をきたすものと捉えている者や、大学人は研究を通してのみ地域に奉仕すればよいといった、やや立ち後れた意識の者も往々にして見受けられるからである。したがって、全学的な協力組織を作り上げるにあたっては教員の意識の改革が先決である。そのための啓発事業を学内外で推進したり、従来の教育・研究業績に対する評価だけでなく、大学の第3の機能に係わる活動に対しても正当に評価されるようなシステムを構築していくことが今後の課題である。

3) 生涯学習教育研究センターの事業と運営組織の革新

現在、多くの生涯学習教育研究センターが実施している主要な事業は、公開講座の実施である。ところが、後述するように現状の公開講座は短期で、単発的な承り学習方式の講座型のものが旺

倒的に多い。とはいえ、事業内容面における近年の新しい一つの動向としては、趣味・教養的なものから先端技術（ハイテク）に関するものまで内容が実に多様化してきている点である。なかには、地域関連のものも含まれ、地域開発及び地域行政に関するセミナーなどを実施したり、「生涯学習指導者実践講座」と銘打って、地域の指導者養成のための講座を開設したり、工科系大学としての専門性を生かして、市民を対象にエコロジー関係の公開講座をスタートさせたり、また、日本語教育、手話などの講座を開設したりなど、事業内容は実に多彩となっている。さらには、ある大学のように地域の産業界の強い要望に基づいて「ミニ大学院アフター・ファイブ・コース」と名づけて、ソフトウェア・画像処理技術などを内容とした地域の技術者向けに修士課程レベルの講義を行う講座を開設しているものもみられる。

このように種類も趣味・教養関連、地域活性化関連、職業技術関連など多様である。レベルも一般市民向けから大学院レベルのものまで出揃っており、期間も短期、長期など、全体に多様化、高度化の様相を呈している。

しかし、趣味・教養的なものが依然として主流をなしていることに変わりはない。その中でも、最近ではどちらかという、高度な教養的文化的なものよりも実用的な語学やテニス、スキーなどのスポーツの方に人気が集まる傾向がみられる。このようないわゆるスポカルものは市民の学習要求の高度化に伴って地方公共団体でも講座や学級を組んで実施するようになってきている。民間のカルチャーセンターの事業内容とも重複するものが多い。しかも、多くの場合、講師は大学人である。ここには大きく2つの問題が伏在している。1つは事業の競合関係が生じるおそれがあるということである。こうした事態を避けるためには、今後は適度の棲み分けが必要である。または、同種の事業を各機関が単独に実施するよりも共催事業を増やしていく必要がある。そのための組織づくりとしてせつかく大学に生涯学習教育研究センター、地方自治体に生涯学習推進センターが設置されたり、設置が予定されているのであるから、これらの組織を通じて地方公共団体との連携協力を促進する方策を講じる必要がある。それには大学人及び各界の代表よりなる地域公開講座実施連絡協議会などを組織することも一方途であろう。

今一つの問題は、大学人が地方公共団体等の事業に協力する場合、従来、ほとんどの場合、個人の資格で関わってきたという事実である。これでは大学として組織的に地方公共団体と連携・協力したことにはならない。この点を改善し、多様化、高度化する地域の生涯学習ニーズに適合するためにも上述の連絡協議会さらには生涯学習審議会などを設けて大学と地方公共団体が組織的に事態に対応していく必要がある。そうなれば、生涯学習について、県や市など自治体が大学に対して期待していることと、大学が目指していることとの間のずれや隔り、ミスマッチを調整することも可能となろう。また、各種機関の連携により学習機会の拡充にもつながるであろう。

さて、こうして学内外の連携による事業の展開やそのサポートシステムが整備されれば今後はこれらを体系的組織的な学習構造に仕立て上げていく必要がある。そのためには、学習成果を正當に評価し、単位や資格を取得したり、さらに単位累積加算等による学位取得などを可能にする途も考えていくことが課題であろう。具体的には、従来とは形を変え、長期の講義・演習・実習

などを組み合わせてクレジットを出す方向も検討していかなければならない。事業の内容についても、ソーシャルライフ型だけでなく、キャリア型へも拡大するとともに、環境問題、地域活性化、国際化、まちづくりなどの現代的課題も積極的に取り上げることが望ましい。さらに、放送大学など遠隔教育の機関や大学院なども活用して、修得した単位の累積加算を踏まえて、生涯学習教育研究センターを通して学位授与機関に申請し学位を取得する方法も開くよう検討していく必要がある。

〔参考資料等〕

- (1) 小池源吾「大学開放」（日本生涯教育学会編『生涯学習事典』154頁）東京書籍，1990年。
- (2) 長崎大学「生涯学習教育研究センターの事業及び研究計画概要」

Ⅲ－6 公開講座と「リカレント教育推進事業」

(1) 国立大学公開講座の革新

1) 公開講座開設の動向

① 開設の趣旨

大学公開講座は、大学における教育研究の機能や成果を地域住民及び社会一般に開放するための教育的な事業である。公開講座の開設は、大学等の夜間課程の設置や通信教育の実施、あるいは聴講生制度の実施などのように大学等の正規の課程に社会人を正規の学生として受け入れようとするものではなく、一般社会人のために、特別に開設されるものである。法制上、公開講座の開設に関しては、学校教育法第69条第1項で、「大学においては、公開講座の施設を設けることができる」と謳われているが、これは、大学が校舎その他の施設・設備を提供して、公開講座の事業を行うことができるという趣旨と解されている。また、「公開講座に関し必要な事項は、監督庁が定める」（学校教育法第69条第2項）としているが、現在、これに相当する文部大臣の定めもないので、各大学が地域の実情等を考慮して自主的な判断に基づいて公開講座の実施方法等を決めている。したがって、昭和50年代になって大学の門戸が一般社会人に向けて開かれるようになって以来、大学公開講座は、種々の形態、内容によって実施されてきている。

2) 今後の検討課題

① 事業の計画的、組織的实施と専門部局の設置

公開講座は、多くが単発的な形で開かれており、継続性に乏しいことが難点であり、今後、体系的なカリキュラムのもとに開催することが望まれる。そのためには、米国の大学と同じように、各大学に開設事業を計画的、組織的に行う専門部局を設けることが望まれる。既述したように各大学に将来、生涯学習教育研究センターが設置されれば公開講座も適正な位置づけが求められる。わが国においても、すでに昭和39年に、社会教育審議会会長より文部大臣に提出された「大

学開放の促進について」という報告において大学分教室の設置促進について次のように述べていた⁽¹⁾。すなわち、「巡回講座、出張講座をその地域に定着させることにより、それらの効果を高めるためにあるいは地域振興への協力活動の促進をはかる拠点として、大学は、大学分教室（名称は、大学地方センター、大学地域研究センター等いずれでもよい）を設置することを考慮すべきである。

分教室の設置

- a) 大学の内部組織として大学分教室を設置し、その地域における大学開放活動の恒久的な施設とする。
- b) 大学分教室は、大学開放活動の利用者の多数を期待しうる地方を選んで設置することとし、所要の施設としては固有の建物を整備することが望ましいが、公民館、学校、その他の適切な施設を借用することも考えられる。
- c) 大学分教室には、専任職員および専任教官を常置することが望ましいが、あるいは地方在住者に事務処理を委任することも考えられる。」

その後、この方向にそって昭和48年に東北大学に、昭和51年、53年に、金沢大学、香川大学に大学教育開放センターが設置された。平成3年には香川大学の大学教育開放センターは、生涯学習教育研究センターと改名された。平成3年には宇都宮大学、茨城大学にも同種のもので設置された。このように一応の伸展を見せているものの、まだ絶対数も少ない。この点でのより一層の拡充整備が期待される場所である。

② プログラムの開発

大学公開講座については、今後、高齢化社会の中で社会人の学歴水準が高まり、学習ニーズが高度化することが予想されるので、こうした事態に対応して、多様で高度な教育機会を提供することが望まれる。その際、大学間及び大学以外のさまざまな教育・訓練施設と協力して学習プログラムを開発したり、大学主催の講座ばかりでなく、今後は、教育委員会や企業などの共催事業も企画促進していくことが期待される。さらに学習通信衛星等、新しい通信情報手段を利用するなどの工夫を施し、学習機会の拡充を図る必要がある。現状では学習機会は専門的な内容のものから一般教養的な内容のものまで幅広く実施されている。大学公開講座の本来の目的を達成するためには、今後職業人を対象とした専門的な内容や、平成4年7月の生涯学習審議会答申において指摘された現代的課題を積極的に取り上げていくことが望まれる。さらに、社会人の高度なニーズに対応した大学院レベルの教育内容の提供についても期待されよう。

③ 学習成果の評価と認定

こうして公開講座が大学としての一定の水準を保持しつつ、継続的、組織的にある程度長期にわたって展開されるようになれば、公開講座の受講者に対して単位を認定する方向も検討すべきである。公開講座の受講者に対しては、その受講科目について、大学教育としての単位の認定は行われていないが、教育職員免許法による大学の公開講座については、大学の単位として認定できることとされている。同法によれば、現に所有する免許状よりも上級の免許状を取得しようと

する場合、ほかの教科の免許状を取得しようとする場合などに要求される修得単位について、大学の公開講座の課程で修得したものが認められる途が開かれている（教育職員免許法第6条別表第3備考第4号、同法施行規則第43条の3）。この方法で教育職員免許法関係の公開講座を開設しているものは、平成3（1991）年度には12大学であった。今後は、この方向の拡充策を講じていくことが期待される。

なお、現行制度の下でも、公開講座のうち単位認定し得る水準にあると大学が認めるものについては、その講座を、公開講座でありかつ正規の授業科目であるものと位置づけ、単位認定を希望する受講生を科目等履修生とすることによって、単位認定が可能である。

④ 地方自治体との連携・協力

地方自治体でも、近年、住民の学習需要の高度化に対応して、高度な学習事業を展開するようになってきている。昭和52年度より国の補助事業として成人大学講座が実施されている。これは成人を対象とし、一般的教養または専門的知識・技術に関する学習を行う事業とされ、昭和53年度においては1,364講座に対して補助金が支出されている。つまり、地方公共団体の実施する、社会教育活動としての（成人）大学講座と、大学の実施する大学（開放）講座が併存し、場合によっては競合する形が生じているわけである。この両者が相互に連携して事業を企画・運営すれば、既述したように相乗効果も期待できよう。すでに国立大学の開放講座においても、逸早く昭和43年に大阪大学と大阪市教育委員会とが協力して実施した開放講座は大学開放講座の正しい在り方を目指して、内容の充実に一歩前進を見せた点で注目された。昭和44年からは、これに学んだ名古屋大学、愛知教育大学と名古屋市教育委員会の協力による事例も積み上げられている⁽²⁾。その後、昭和53年度に金沢大学の開放センターが実施した長期講座のなかの中国語（中級）コースは、県立社会教育センターにおいて実施された初級コースを引き継ぐものとして企画され、同一講師により、その修了者を対象としたものであった。しかしこれも、単発的にこのコースのみについて連携プレーがとられただけのことであり、全体的なシステム化、ネットワーク化には至っていない⁽³⁾。今後は公開講座を生涯学習体系の中に位置づけていくためにも地域における社会人に対する学習機会のシステム化、ネットワーク化が図られるべきであり、それによって大学が提供する学習機会と地方自治体が提供する学習機会との間の有機的な連携がとられることが必要であろう。

⑤ 主体的取り組み

公開講座の運営にあたっては、予算上の制約から数年にわたる計画がたて難いこと、また、開設時期が特定の時期（例えば夏休み）に集中するなどの問題点が指摘されてきた。この点については、第三セクター方式で運営する方向や、予め大学の予算のなかに組み込み、大学が自主的に計画・実施する体制などについて検討することが望まれよう。

⑥ 学内外の実施体制の整備と公開講座の充実

「大学公開講座の充実をはかるため、連絡調整の機関として学内に公開講座運営委員会等を設置する等実施体制を考えることが望ましい。」これは昭和37年の「大学開放の促進について」の文

書であるが、今日では公開講座を実施しているほとんどの大学がこのような体制を整備しているとみてよい。今日のような生涯学習時代にあっては、公開講座の一層の充実を図るためにも、このような学内の組織に呼応して、あるいは連携して大学の所在地を中心とした当該地域の公開講座推進協議会さらには生涯学習審議会などの設置が求められよう。

(2) 「リカレント教育推進事業」と当面する問題

文部省生涯学習局は、平成3年度より、神奈川、広島、福岡・北九州の3地域で「リカレント教育推進事業」をスタートさせた。平成4年度には、さらに富山地域が加わり、現在4地域で事業が進行中である。この事業は、地域の高等教育機関または都道府県が設置する生涯学習推進のための機関が中心となり、産業界関係者、地方公共団体関係者等で構成する「地域リカレント教育推進協議会」を設置し、これを事業主体として、職業人を対象とした体系的・継続的な学習コースの開設を実験的に行うもので、試行錯誤を繰り返しながら実験が進められている。この種の協議会方式によるリカレント教育の実施は、まったく新しい試みであり、大学と地域の組織的連携方法として注目に値しよう。しかし、この事業は初めての試みだけに抱えている問題も少なくない。以下、めぼしい課題を取り上げて検討していこう。なお、リカレント教育は、既に述べたようにリフレッシュ教育を含む非常に広い概念であるが、文部省が実施するこの事業は、社会人・職業人を対象として、専門的で高度な知識・技術のキャッチアップやリフレッシュのための学習コースの開設等を行うものである。

① 高度な学際的、業際的分野の重視

まず、プログラムを開発し、その結果を踏まえてコースを設定するというのが妥当な事業展開の手順である。その意味でプログラム開発は「リカレント教育推進事業」の中核をなす作業とみてよい。ところが、これまで多くの大学では公開講座向けのソーシャルライフ型の学習プログラムの開発についてはノウハウが蓄積されているものの、キャリア型の学習プログラムの開発については先行事例もほとんど皆無の状態である。そこで、派遣者側、提供者側双方を対象にしたニーズ調査を実施し、その結果を踏まえてプログラムを開発する方法が考えられよう。しかし、この方法だけでは高度な職業教育・技術教育等に関する学習プログラムの研究開発には連動しにくい。いま求められているのは、高度な学際的・業際的ニーズに対応し得る真に体系的な学習プログラムの開発である。それには、職業教育・技術教育の専門家と高度な職業・技術に関わる各分野の専門家、場合によっては産官学各界の専門家との共同研究や作業が必要である。すでにサイエンスパークを設置している地域では産官学の共同研究により、この種の学際的、業際的プログラムを共同で開発しているところもみられる。もちろん、このような事業開発には専任の職員の配備も望まれよう。ともあれ、このような学習プログラムの共同研究開発の体制を整えていくことが焦眉の課題である。

② 学習成果の評価と正規の単位への転換

公開講座の学習成果の評価は、修了証、認定証の交付という形ではかなり行われているが、単

位認定や免状・資格付与を行う講座を開設している大学は極めて少ない⁽⁴⁾。その背景には、公開講座は、多くの場合、短期で単発的に実施されているため正規の評価になじまないといった事柄が指摘できよう。しかし、長期で系統的な公開講座に仕立てる途がまったく閉ざされているわけではない。この点、「リカレント教育推進事業」の方式であれば長期で高度な教育を特色としており、旧来の公開講座よりも正規の大学の授業に近い。したがって、評価次第で単位として認定する途を開くのが妥当と考えられる。実際、大学審議会答申「大学教育の改善について」（平成3年）では、「大学以外の教育施設等における学習成果であっても、大学教育に相当する一定水準以上のものについては、各大学が教育上有益と判断した場合には、その責任においてこれを評価し、自大学の単位認定の対象とする制度を新たに導入し、大学設置基準上の制度として位置づける必要がある」と提言している。中教審答申でも学習成果のうちの一定水準以上のものを学校の単位に転換する仕組みを拡充することを提言し、さらに、大学の公開講座で一定水準以上のものも検討の対象にすることが考えられるとしている。

確かに、「リカレント教育推進事業」で開設されている学習コースは正規の大学と同様に主として大学人が担当し、授業時間数も正規並に延長可能であり、テーマもレベルも設定の自由度は大きい。相違点は、受講者が一定の試験をクリアしてきているかどうかである。この点をカバーする方法としては、受講後に試験や小論文提出を行い、その成績次第で評価が可能であろう。その際、正規の大学生と同等及びそれ以上の成績を修めた者には、科目ごとに単位認定への途を開くのが妥当と考えられる。このような評価により期待されるメリットも少なくない。上述の中教審答申でも指摘しているように、①学習成果の評価は個人の学習の励みになる。それだけではなく、②学習歴を社会的に活用する際の資料ともなる。さらには、③履歴書に学歴と並んで学校外での学習歴を記載することが一般化し、それが社会的にも評価されるようになれば、学歴社会の是正にもつながるであろう。ただ、これには多元的な評価の仕組みや生涯学習成果の評価体系の構築、評価の互換制や累積加算制の整備など、なお、さまざまな角度からの検討が必要であろう。

③ 事務体制の整備

「リカレント教育推進事業」実施のための日常業務を遂行する「事務体制」の整備も当面する検討課題のひとつである。

この事業の事務局は、大学が代表機関となっている場合、大学の建物の一部を借用し、大学事務局内に置かれており、現在はパイロット事業として実施しているため、事務局職員が、日常業務の他に、執務時間外に協議会事務局の業務を執行している。将来、リカレント教育に係る種々の事業に本格的に取り組むためにはそのための事業組織を生涯学習教育研究センターなどに位置づける必要がある。そうなれば、産官学の連携調整及び各種ニーズ調査の実施、広報活動、情報交換など、多岐にわたる「リカレント教育推進事業」を円滑に実施していくことも可能となるであろう。また、この事業の運営を安定させていくためには、専任のスタッフを配置し、事務局機能を充実させる必要がある。大学によっては、具体的な日常の業務処理は、協議会事務局職員

(非常勤)を中心に執行しているが、これでは研究・調整や情報収集事業が手薄になりがちなので、少なくとも「専従職員3名程度が措置されないと十分な展開が図れない」という指摘もある。

④ サポートシステムの構築

「リカレント教育推進事業」を適正に運営していくためには、①情報の収集・提供、②学習相談、③普及啓発活動等に関わるトータル・サポートシステム（リカレント教育支援組織）を構築していくことも今後の課題である。①情報の収集・提供については、一般企業、公官庁、専門学校・専修学校、各種学校、カルチャーセンター、各種協会、公民館等を対象にリカレント教育に関する情報を収集し、それらをデータベースとしてリカレント学習情報提供ネットワークに組み込み、ネットワークシステムの端末機を通して提供できるようにするのが望ましい。②学習相談については、学習相談員を配置し、日常的に電話・来学による相談にも応じられるような体制を整備すべきである。③普及・啓発事業としては、「リカレント教育情報誌」や普及パンフレットの作成・配布、シンポジウムなどが実施されているが、今後も、引き続き一般のリカレント教育への関心や気運を高めるために知恵を絞ってさまざまな普及啓発活動を繰り広げていく必要がある。

⑤ 地域協議会の定着

協議会組織を中心とした地域リカレント教育の推進システムは産官学の連携・協力による事業の展開にとって効果的である。しかし、現状の、国立大学に協議会の事務局を置き、活動の推進の大きな部分を国立大学で処理するシステムには限界があり、現状の成果を生かし協議会がより成長するためには、協議会を法人化することも検討すべきであろう。しかし、大学が主体となって大学の生涯学習推進事業の一環としてこれを実施する体制を整備しようとするならば、法人化よりもむしろ大学に生涯学習教育研究センターを設置し、「リカレント教育推進事業」を位置づけていくことが望ましい方向であろう。いずれにせよ、地域協議会を定着させ、このようなリカレント教育事業を将来的に自立できるようにさせるためには、運営や財政面の適正化を図る必要がある。さらに、今後は地方自治体等との予算面での協力関係を築くことも考えておかねばならない。

以上、「リカレント教育推進事業」について、当面する課題の中からめぼしいものを選んで触れてきた。しかし、この「リカレント教育推進事業」は、社会人という非伝統型の学生を対象とした事業であるので、従来伝統型の学生を主たる対象としてきた大学においては、この面の経験の蓄積は乏しい。したがって、今後アンドラゴジーの視点に立って、リカレント教育の具体的教授法の開発等についても検討を要する。さらに、大学教育全体のリカレント化を一層推進するためには、旧来の全日制・昼間制・通学制・学年制を基本にした、ややもすれば硬直しがちな教育形態に対して、昼夜開講制、パートタイム・スチューデント制、単位累積加算制などを組み込んだ柔軟で、多様な教育・学習形態を整備し、社会人の教育を実質的に保障する必要がある。

〔参考資料等〕

- (1) 古野有隣・塚本哲人編『社会教育の経営』116～134頁，第一法規，1979年。
- (2) 吉田 昇・藤原英夫他編『社会教育事典』496頁，第一法規，1979年。
- (3) 同上書，113頁。
- (4) 山本恒夫「生涯学習成果の評価の現状と課題」，『教育と情報』2～7頁，平成3年7月号所掲。
- (5) 国立大学協会『会報』第134号，第135号，第136号。

IV 生涯学習のための新システムの提案

これまでも本文中で幾度か述べてきたように、国立大学におけるリカレント教育に関する学習機会の提供は、全国の国立大学のネットワークを系統的に運営することによって、より実効的な成果を期待し得ると考えられる。

生涯学習審議会答申でも、全国的な学習情報データベースの開発などの機能を持つ全国的な生涯学習の推進のためのセンターの機能を整備することを提言しているが、本委員会は一つの将来構想として、第三セクターによるリカレント教育センターを考えてみた。これは現行制度の下では実現できない部分もあるが(後述)、生涯学習審議会の答申の趣旨に沿った一つの理想像であり、各国立大学の生涯学習教育研究センター等を結ぶ、いわば「スーパーセンター」とも称すべきものである。

図IV-1は、この新構想機構を図示したもので、これについて説明を加えたい。

ハイテクなどの情報、新知識、新技術、あるいは急激な国際化による貿易摩擦や開発援助などに関する法律的、また経済的な新知識などのニーズを集積・分析してデータベースを作る。この主体たるべき新機構のセンターは第三セクター方式によって企業等の出資金、地方等の補助金、国の機関からの委託金などで設立され運営されるものとする。

このセンターは交通網などの便利さも考えて全国数ヶ所に設置され、センター相互間でも有機化できる機能を備えたものとする。

センターはニーズを把握して、学習テーマ、講師、教室などカリキュラムを設定し、これを企業などや官公庁へ通知し、企業や官公庁はこの講座への派遣履修生を決める。

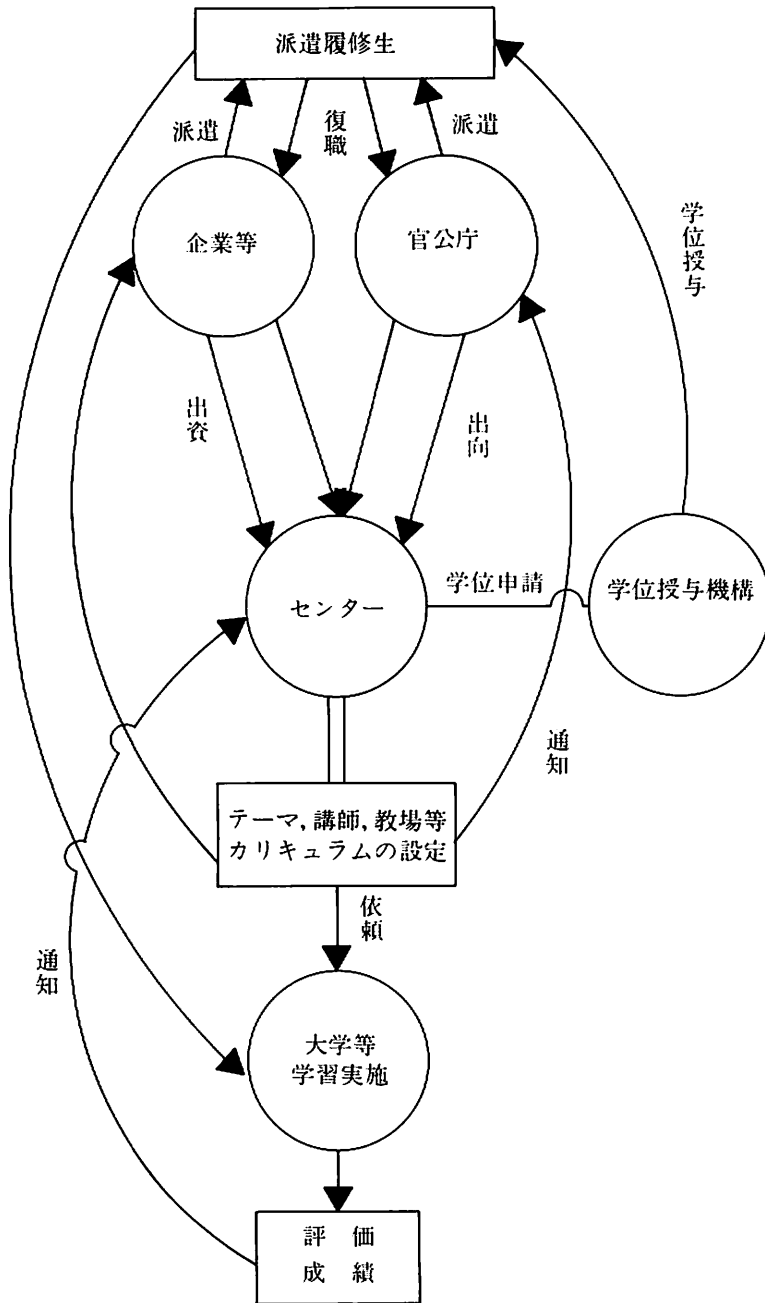
学習は大学や学習センターを中心とした教室なり、実験・実習地で行われ、大学設置基準等で定められている時間数によって科目毎に単位が出せる仕組みであるが、一人の履修生が、幾つかの場所(大学等)で単位を取得した場合、逐一これらはセンターへ通知され、センターが学位取得に足りたと判断したときには、正式に学位授与機構へ申請し、学位授与機構は独自に判断して本人に学位を授与することになる。

大学、大学院へ入学して履修する場合はこのシステムによる必要はないが、逆に企業や官公庁の緊急の業務に役立つ人材の養成には時間的に間に合わない。

このシステムの特徴は次のようである。

- (1) 企業などは出資などの資金面でセンターを支える他、人材の派遣を行う。
- (2) 官公庁は研修などの目的あるいは職務上の出向などでセンターの業務を助け、センターの専任職員は、責任者をはじめ少数に限ることにしたい。
- (3) 大学は大学院の教育を担当する資格を有する停年教授の専門分野別のリスト、各大学で供

図Ⅳ-1 第三セクターによるリカレント教育
レベルの学習センター機構



与し得る実験・実習場、施設などをセンターに通知すると同時に、センターの依頼によって教育を実施する。

また、停年教授の他に現役の教員を採用できる。

勿論、このセンター機構は、大学入学によって科目等履修生となり、単位を修得するシステムと混用して利用できるし、大学が研究・学習ボランティアの指導をする上でも利用することができる。

伝統的な大学教育以外の生涯学習システムは趣味、教養、保健など、一般市民向きのものとのセンターシステムによるハイレベルのものとの二本立てになっていくのが、これからのあるべき姿だとも考えられる。

なお、本構想が実現できるためには、現行制度を次のように改正しなければならない。

(1) 学 位

a 学士の授与については、基礎資格制度を取りやめ、18歳以上の受講者の単純な単位累積加算制度を認める制度とする。

b 修士及び博士の授与については、センターを法律上の規定に基づく課程を有する組織とするか、そのような法律（学校教育法）的しほりを廃止する。

(2) 成績・評価

現行の、大学以外等での学修に対する単位認定制度を修正し、センターが実施または依頼する学修コース等を含むこととする（平成3年6月5日文部省告示68号の改正）。しかし、告示を改正したとしても、当該大学の単位として認定するのは、大学の裁量の範囲である。

したがって、本提案のセンターの教育委託機関が大学以外のものであるときは、学位認定の上でセンターに教育機関としての機能が必要となる。

(3) 申 請

個人申請の制度と併行して、センターが自動的に判断しても申請可能となるよう、学位授与システムを改める。

付 録

放送大学は国立大学ではないが、国立大学と単位互換協定を結んでいる琉球大学、千葉大学などの例があり、また、今後生涯学習における役割が大きくなっていくことも予想されるので、その概要を掲載することにした。

放 送 大 学

放送大学は、放送メディア（テレビ・ラジオ）を利用した新しい教育のシステムによって、主として社会人を対象に教育を行っている大学である。長い準備期間の後、千葉市幕張に本部を置いて、昭和58年に設置され、以来入学者の延べ人数は10万人を越える。

大学設置にあたって、このようなタイプの大学を創設する積極的意義・放送大学の目的とされたものは、(1)広く国民の学問的教養の普及を図ること、(2)地理的・経済的理由により生ずる修学上の困難を除き、これまで進学を断念してきた人々にも希望を与えること、(3)変動する社会に対応して自己修練を行う機会を多くの人々に拡大すること、(4)生涯のどの時期でも大学卒業資格を取得できる途を開くこと等であった（「放送大学の基本計画に関する報告」）。つまり、広く社会人を対象とした高等教育を目指している。

こうして誕生した放送大学は、6つの専攻——生活と福祉、発達と教育、社会と経済、産業と技術、人間の探究、自然の理解——で構成された教養学部からなる。その授業形態は2種類であり、1は放送授業、2は面接授業である。放送授業は、上記の全分野にわたって総計で306の科目が、テレビ、ラジオを通して朝6時から夜12時まで毎日提供されている。学生は科目を選択してそれを聴き同時に用意されている印刷教材（テキスト）を読んで学習を進める。各学期とも途中で1回通信指導のレポートを提出し、最後に学習センターで行われる単位認定試験を受けなければならない。この試験に合格すると通常1科目につき2単位が認定される。他方面接授業（スクーリング）は学習センターで実施され、1回135分、隔週5回で行われ、合格すると1単位が与えられる。だが社会人である学生にとって面接授業への参加は、内容の理解や学習の継続には有効であるものの、時間の捻出には困難が伴い、そのため、それを補うべく夏・冬には集中面接授業が行われている。

放送大学の学生には、卒業を目指す全科履修生と、卒業を必要とせず自分の学習したい科目を自由に選んで学ぶ選科履修生・科目履修生とがある。全科履修生の場合は、6専攻の何れか1つに所属し、4年以上在学して、124単位以上（うち面接授業単位を20単位以上）を修得すると卒業が認められ学士（教養）の学位を得ることができる。なお、全科履修生になるには大学入学資格

が必要であるが、資格がない場合も選科あるいは科目履修生となって一定の科目から16単位以上を修得すると全科履修生になることができる。旧制中学・旧制高等学校卒業者等がこのシステムを活用しており、先の意義の一部がかなえられつつある。

平成4年秋現在、放送大学に在学している学生は4万1000人である。その年齢構成は、20歳代が28%で一番多く、以下40歳代が23%、30歳代が21%、50歳以上が20%とつづき幅広い年齢層にわたっている。職業構成は、会社員が30%、主婦を含む無職が23%、公務員・教員が16%、その他が26%で様々な職種からなっている。学歴は高校卒業が57%、大学・大学院が22%、短大・高専が19%である。以上のように、放送大学の学生は同大学のもつ「開かれた大学」という理念を反映してあらゆる面で多様である。なお、卒業生は平成元年以来8回出ており、現在までの合計で2,795人である。在学中の全科履修生の数2万4800人と対比したとき、この数は、社会人が学ぶことの困難さと、その困難さを克服して学ぶ意欲の存在とを示すものである。

放送大学の特色のひとつは、常時開かれている小キャンパスとしての学習センターの存在である。関東地域では、東京都に3ヶ所のほか群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県に各1ヶ所、そして諏訪、甲府に地区学習センターが設けられている。ここには試験や面接授業のための教室のほか図書施設、実験施設、再視聴室や学生ホールがあり、教員による学習指導や学生間の交流、サークル活動が行われている。

放送大学が現在抱えている最大の問題は、いかにして全国化を図るかである。現行の東京タワーからの電波発信によっては受信可能な地域が関東地域に限られ、他はCATVによる幾つかの地域があるに過ぎない。そのため、平成2年から電波の届かない地域においてはビデオ学習センターの設置が進められている。現在までに、それぞれの地の大学や地方公共団体の協力を得て、北海道、宮城、富山、石川、岐阜、静岡、愛知、大阪、広島、香川、福岡、長崎、熊本、沖縄にビデオ学習センターが設けられた。ただこれらの地域では、受け入れ可能な学生は選科及び科目履修生のみであり、全科履修生受け入れの問題が一つの課題とされている。また、将来構想としては、学習の方法や施設の在り方を再検討するとともに、放送衛星を使った放送電波の全国化が考えられている。

近年、職場研修の一環として職員に放送大学の開講科目の一部を履修させる企業もあらわれてきた。また授業科目の中には、企業研修として一定条件の下に受講した場合、労働省の「生涯能力開発給付金」制度によって、企業が負担する研修費用の一部が補助されるものもあり、その活用が望まれる。

執筆者：浜口允子（放送大学教授）

生涯学習特別委員会委員

(平成5年5月現在)

委員長	太田時男	(横浜国立大学長)
委員	荒川卓	(室蘭工業大学長)
委員	船越昭治	(岩手大学長)
委員	津布楽喜代治	(宇都宮大学長)
委員	加藤晃	(岐阜大学長)
委員	將積茂	(愛知教育大学長)
委員	佐々木愼一	(豊橋技術科学大学長)
委員	尾上久雄	(滋賀大学長)
委員	田村徹	(奈良女子大学長)
委員	田中隆莊	(広島大学長)
委員	岡市友利	(香川大学長)
委員	高田弘	(佐賀大学長)
委員	横山哲夫	(長崎大学長)
委員	砂川恵伸	(琉球大学長)
専門委員	山本恒夫	(筑波大学教授)
専門委員	小川剛	(お茶の水女子大学教授)
専門委員	佐々木正治	(広島大学教授)

○ 前委員

土山秀夫・前長崎大学長(平成4年10月10日まで)

出口庄佑・前奈良女子大学長(平成5年3月31日まで)